

第3次伊勢原市男女共同参画プラン 令和5年度施策点検・評価報告書

伊勢原市男女共同参画推進委員会

目次

I	点検評価の概要	1
II	第3次プランの体系	2
III	目標値の達成状況	5
IV	男女共同参画推進委員会の意見	7
V	点検評価シート	
	基本施策Ⅰ	
1	市職員の能力開発及び男女共同参画研修の実施	11
2	男女共同参画講座	11
3	いせはら男女共同参画フォーラムの開催	12
4	(仮称)男女共同参画推進サポーター制度の創設	12
5	男女共同参画に関する調査・研究体制の構築	13
6	子ども・若者健全育成支援事業を活用した男女共同参画学習	13
7	児童・生徒に対する男女平等教育	14
8	教職員研修	14
9	公民館講座を活用した男女共同参画学習	15
	基本施策Ⅱ	
10	防災分野における女性の参画の確保	15
11	防災教育の推進	16
12	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営の充実	17
13	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に関わる調査研究	17
14	NPOなどの活動への支援	18
15	地域における女性の参画の促進	18
16	審議会等での男女共同参画	19
17	女性消防団員の活動の充実	19
18	参画を支援する保育の実施	20
	基本施策Ⅲ	
19	市役所における働きやすい職場づくりの推進	20
20	地域雇用創業就労支援事業	21
21	求人求職紹介相談事業を活用した雇用促進	21
22	就労環境に関する法制度等の情報提供	22
23	ワーク・ライフ・バランスに関わる啓発活動	23
24	女性の起業・再就職の促進	23
25	母子家庭の就労支援	24
26	子育て支援サービスの情報提供	24
27	地域の子育て支援	25
28	保育サービスの実施	26
29	子ども・子育て支援新制度利用者支援事業	26
30	乳幼児発達(療育)相談の実施	27
31	青少年健全育成団体と連携した親子参加型事業の推進	27
32	家族での男女共同参画に関する啓発活動及び相談・支援体制の検討	28
33	家族介護者教室	28
34	介護保険サービス等の情報提供	29
35	介護保険サービス事業の充実	29
36	男性の家事参加促進講座	30
37	父親の育児参加情報の提供	31

基本施策Ⅳ

38	市役所のハラスメント防止対策	31
39	こころの健康づくり推進事業	32
40	男女で学ぶ健康講座	32
41	健康支援に関する情報提供	33
42	疾病予防事業の充実	33
43	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	34
44	妊産婦健診費用助成	34
45	不妊等に関する支援	35
46	小中学校での性に関する指導	35
47	性犯罪、ストーカー被害者の相談・支援	36
48	DV防止に向けた啓発活動	37
49	DV被害者に対する相談体制	37
50	DV被害者の安全確保	38
51	DV被害者の自立支援	38
52	児童虐待への対応及び発生の未然防止	39
53	高齢者虐待の防止	39
54	障がい者虐待の防止	40

基本施策Ⅴ

55	性の多様性に関する意識啓発活動	40
56	パートナーシップ宣誓制度の運用	41
57	包括的支援体制整備事業	41
58	生活困窮者自立支援事業	42
59	子ども学習支援事業	42
60	ひきこもりからの自立支援	43
61	子ども・若者相談	44
62	教育相談	45
63	障害児相談支援	46
64	高齢者総合相談	47
65	ひとり親家庭の養育費に関する支援	47
66	一元的な外国籍市民等相談窓口設置・運営事業	48

I 点検評価の概要

1 趣旨

第3次伊勢原市男女共同参画プランの着実な推進を図るため、プランに計上した施策の方向及び主な事業について、翌年度に男女共同参画推進委員会において点検評価を行い、その結果を報告書としてまとめ、公表します。

また、点検評価で得られた課題等を踏まえ、次年度以降の取組に反映させることを目的としています。

2 点検評価の対象

点検評価の対象は、第3次伊勢原市男女共同参画プランに計上した66本の主な事業となります。

3 点検評価の方法

- (1) 事業については、点検評価の対象となる事業を所管する所属が自己点検評価を行いました。
- (2) 7本の施策の方向に記載した目標値の達成状況については、所管する所属からの令和5年度の実績報告に基づいて、男女共同参画推進委員会による評価を行いました。
- (3) 男女共同参画推進委員会の評価については、事業を所管する所属が行った自己点検評価を基に、意見としてまとめました。
- (4) 所属が行った自己点検評価と男女共同参画推進委員会の評価を報告書としてまとめ、市長へ提出し、市民へ公表しました。

4 経過

令和6年5月・6月	主な事業を所管する所属による点検評価
令和6年6月	第2回男女共同参画推進委員会に点検評価方法の説明
令和6年8月	第3回男女共同参画推進委員会における点検評価1回目
令和6年9月	第4回男女共同参画推進委員会における点検評価2回目
令和6年9月	市長へ報告書の提出、公表

5 評価基準

評価	評価基準
A	目標を達成
B	概ね基準値を維持
C	基準値よりも低下

Ⅱ 第3次プランの体系

1. プランの体系

目標	基本方針	施策の方向
誰も男女がいきいきと暮らせる社会を目指す	I. 男女共同参画社会の実現に向けた一歩踏み込んだ基盤づくり	1 男女共同参画の理解の促進 男女共同参画の実現に向けた啓発と情報提供の充実 様々な学習機会を通じた男女の意識改革、理解の促進
	Ⅱ. いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり	2 あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進 女性が様々な分野へ参画しやすい風土作り 女性が暮らしやすく、暮らし続けられる環境づくり
	Ⅲ. ワーク・ライフ・バランスを考えた仕事・家庭・地域活動の充実推進	3 男女が働きやすいワークスタイルの創造 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現
	Ⅳ. 安全・安心で健康に暮らせる社会、暮らしの実現	4 家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実 家庭・地域における男女共同参画活動の推進
	Ⅴ. 男女の区別なくあらゆる人権の尊重	5 心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進 性差理解の推進と、生涯を通じた心身の健康支援
		6 あらゆる暴力の根絶 性的搾取を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた支援
		7 困難を抱えた人に対する支援 生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備

2. 施策体系と主な事業

目標：男女がお互いを認め合い、尊重し、誰もがいきいきと暮らせる社会を目指す

■基本方針Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向け一歩踏み込んだ基盤づくり

施策の方向1		男女共同参画の理解の促進
		- 男女共同参画の実現に向けた啓発と情報提供の充実 - 様々な学習機会を通じた男女の意識改革、理解の促進
主な事業		所管課
1	市職員的能力開発及び男女共同参画研修の実施	職員課、人権・広聴相談課
2	男女共同参画講座	人権・広聴相談課
3	いせはら男女共同参画フォーラムの開催	人権・広聴相談課
4	(仮称)男女共同参画推進サポーター制度の創設	人権・広聴相談課
5	男女共同参画に関する調査・研究体制の構築	人権・広聴相談課
6	子ども・若者健全育成支援事業を活用した男女共同参画学習	青少年課
7	児童・生徒に対する男女平等教育	教育指導課
8	教職員研修	教育指導課
9	公民館講座を活用した男女共同参画学習	社会教育課

■基本方針Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

施策の方向2		あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進
		- 女性が様々な分野へ参画しやすい風土作り - 女性が暮らしやすく、暮らし続けられる環境づくり
主な事業		所管課
10	防災分野における女性の参画の確保	危機管理課
11	防災教育の推進	危機管理課
12	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営の充実	危機管理課
13	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に関わる調査研究	人権・広聴相談課
14	NPOなどの活動への支援	市民協働課
15	地域における女性の参画の促進	人権・広聴相談課
16	審議会等での男女共同参画	人権・広聴相談課
17	女性消防団員の活動の充実	警防課（R5年度は消防総務課）
18	参画を支援する保育の実施	社会教育課

■基本方針Ⅲ ワーク・ライフ・バランスを考えた仕事・家庭・地域活動の充実推進

施策の方向3		男女が働きやすいワークスタイルの創造
		雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現
主な事業		所管課
19	市役所における働きやすい職場づくりの推進	職員課
20	地域雇用創業就労支援事業	商工観光課
21	求人求職紹介相談事業を活用した雇用促進	商工観光課
22	就労環境に関する法制度等の情報提供	商工観光課、人権・広聴相談課
23	ワーク・ライフ・バランスに関わる啓発活動	人権・広聴相談課
24	女性の起業・再就職の促進	人権・広聴相談課、商工観光課
25	母子家庭の就労支援	子育て支援課
26	子育て支援サービスの情報提供	子育て支援課
27	地域の子育て支援	子育て支援課、子ども育成課
28	保育サービスの実施	子ども育成課
29	子ども・子育て支援新制度利用者支援事業	子ども育成課
30	乳幼児発達（療育）相談の実施	子ども家庭相談課
31	青少年健全育成団体と連携した親子参加型事業の推進	青少年課

施策の方向4		家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実 ・家庭・地域における男女共同参画活動の推進
主な事業		所管課
32	家族での男女共同参画に関する啓発活動及び相談・支援体制の検討	人権・広聴相談課
33	家族介護者教室	介護高齢課
34	介護保険サービス等の情報提供	介護高齢課
35	介護保険サービス事業の充実	介護高齢課
36	男性の家事参加促進講座	社会教育課、健康づくり課
37	父親の育児参加情報の提供	子育て支援課

■基本方針Ⅳ 安全・安心で健康に暮らせる社会、暮らしの実現

施策の方向5		心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進 ・性差理解の推進と、生涯を通じた心身の健康支援
主な事業名		所管課
38	市役所のハラスメント防止対策	職員課
39	こころの健康づくり推進事業	障がい福祉課
40	男女で学ぶ健康講座	健康づくり課
41	健康支援に関する情報提供	健康づくり課
42	疾病予防事業の充実	健康づくり課
43	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり	スポーツ課
44	妊産婦健診費用助成	子育て支援課
45	不妊等に関する支援	子育て支援課
46	小中学校での性に関する指導	教育指導課

施策の方向6		あらゆる暴力の根絶 ・性的搾取を含め、あらゆる暴力の根絶に向けた支援
主な事業名		所管課
47	性犯罪、ストーカー被害者の相談・支援	人権・広聴相談課、福祉総務課
48	DV防止に向けた啓発活動	人権・広聴相談課
49	DV被害者に対する相談体制	福祉総務課
50	DV被害者の安全確保	福祉総務課
51	DV被害者の自立支援	福祉総務課
52	児童虐待への対応及び発生の未然防止	子ども家庭相談課
53	高齢者虐待の防止	介護高齢課
54	障がい者虐待の防止	障がい福祉課

■基本方針Ⅴ 男女の区別なくあらゆる人権の尊重

施策の方向7		困難を抱えた人に対する支援 ・生活上様々な困難を抱える人への対応と多様性を尊重する環境の整備
主な事業名		所管課
55	性の多様性に関する意識啓発活動	人権・広聴相談課
56	パートナーシップ宣誓制度の運用	人権・広聴相談課
57	包括的支援体制整備事業	福祉総務課
58	生活困窮者自立支援事業	生活福祉課
59	子ども学習支援事業	生活福祉課
60	ひきこもりからの自立支援	青少年課、福祉総務課
61	子ども・若者相談	青少年課
62	教育相談	教育センター
63	障害児相談支援	障がい福祉課
64	高齢者総合相談	介護高齢課
65	ひとり親家庭の養育費に関する支援	子育て支援課
66	一元的な外国籍市民等相談窓口設置・運営事業	市民協働課

Ⅲ 目標値の達成状況

目標番号	所管課	目標の項目	基準値※1	目標値	2023(令和5)年度実績	委員評価
施策の方向1 男女共同参画の理解の促進						
1-(1)	人権・広聴相談課	いせはら男女共同参画フォーラムの参加者数・参加者の意識変化* *参加者の意識変化については、アンケートを実施し、気持ちに変化があり、何らかの行動をしようと思った人の割合。	①参加者数：300人 (2018年度※2)	①参加者数：350人/年	①参加者数：88人 視聴回数：438回 ※令和5年度は会場開催とオンライン動画配信のハイブリット方式で開催。	C
			②意識変化：80% (2018年度※2)	②意識変化：85%/年	②意識変化：76%	
1-(2)	人権・広聴相談課	男女共同参画に関する調査・研究体制の構築	—	2024年度 体制構築 2025年度～運用	検討開始	C
施策の方向2 あらゆる分野における女性の参画・活躍の推進						
2-(1)	人権・広聴相談課	各種審議会等の女性委員の割合 ①法律や条例に基づく附属機関の委員等と要綱に基づく委員等の集計 ②法律や条例に基づく附属機関の委員等の集計	①39.6% ②33.3% (2021年度末)	40%以上60%以下	①34.4% ②28.2%	C
2-(2)	人権・広聴相談課	PTA、自治会の会長及び消防団員に占める女性の割合	PTA会長 21.4% 自治会長 9.9% 消防団員 5.7% (2021年度末)	PTA会長 28.0% 自治会長 13.0% 消防団員 5.7%	PTA会長 21.4% 自治会長 6.9% 消防団員 5.7%	B
施策の方向3 男女が働きやすいワークスタイルの創造						
3-(1)	人権・広聴相談課	就労環境に関する各種認定等取得事業所数* *市内に本社機能を有する事業所のうち、次のような認定等を取得した事業所をカウントする。 ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定【くるみんマーク】 ・女性活躍推進法に基づく認定【えるぼし認定】 ・神奈川県子ども・子育て支援推進条例に基づく認定【認証マーク『かながわ子育て応援団』】	2社 (2021年度末)	5社	2社	B
3-(2)	子ども育成課	保育所等待機児童数	31人 (2021年度末)	0人	19人 (2022年度末)	B

目標番号	所管課	目標の項目	基準値※1	目標値	2023(令和5) 年度実績	委員評価
施策の方向4 家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実						
4-(1)	社会教育課	男性の家事参加促進講座参加者数	64人 (2021年度)	340人/年	53人	B
	健康づくり課				108人	
4-(2)	介護高齢課	家族介護者教室参加者数	57人 (2021年度)	135人 (2023年度) ※2024年度以降 は、高齢者保健福祉 計画の目標を踏まえ て設定	107人 (2023年度)	B
施策の方向5 心身の健康支援と男女の性差に関する理解の促進						
5-(1)	健康づくり課	性別特有の疾病としての子宮がん・前立腺がんの検診受診率の割合	①子宮がん：9.5% ②前立腺がん：29.3% 【参考】 がん検診全体：13.2% (2021年度)	①子宮がん：14.0% ②前立腺がん：30.0%	①子宮がん：9.5% ②前立腺がん：31.5%	B
5-(2)	障がい福祉課	こころサポーター養成者数	—	1,250人（累計）	181人	B
施策の方向6 あらゆる暴力の根絶						
6-(1)	人権・広聴相談課	暴力防止に関する意識啓発活動	2回/年 (2021年度)	2回/年	3回	A
施策の方向7 困難を抱えた人に対する支援						
7-(1)	人権・広聴相談課	性の多様性に関する意識啓発活動	2回/年 (2021年度)	2回/年	1回	C
7-(2)	生活福祉課	生活困窮状態が改善した件数	—	25件（累計）	13件	B

※1：基準値とは、第3次男女共同参画プラン策定時（2022（令和4）年度）に基準とした現状値を指す。

※2：2019（令和元）年度以降は、新型コロナウイルス感染症感染対策により、中止またはオンライン動画配信で実施したため、直近の会場開催時の数値を基準とする。

Ⅳ 男女共同参画推進委員会の意見

■基本方針Ⅰについて

魅力ある男女共同参画社会の実現に向けて、未成年や男女、多様な性に関すること等、現在直面している課題を取り上げて活動を実施しており、男女共同参画推進サポーター制度の設置をはじめ、様々な機関や関係部署等と連携して各種事業を実施することができています。引き続き、市民が身近に感じられるテーマを題材にした講演・講座等の活動を実施していくことを望みます。

男女共同参画を進めていくためには、個人の人権感覚を養うことが大切であると考えます。そのため、事業の実施主体である市職員が率先して人権感覚を養える研修や勉強会に参加し、男女共同参画の理解を図り、各種事業において理解・啓発を促進していくことを望みます。

また、男女共同参画に関する調査・研究体制を構築することは、今後の活動をより良いものにするための第一歩になります。そのために、他市の先行事例も参考にしながら、伊勢原市としてできることを模索していくことが必要であると考えます。

■基本方針Ⅱについて

男女がともにいきいきと活躍するためには、多様な暮らし方や働き方に応じた施策が必要です。特に女性のライフサイクルに応じたサポート体制の整備が重要です。また、働く女性の権利を守り、ライフスタイルに応じた柔軟な働き方への支援等、生活を維持するために“暮らしやすく、暮らし続けられる”環境づくりの事業を期待します。

また、近年地震や豪雨等による自然災害も多く、市民の防災意識も高くなっていると思われます。より良い避難所運営のためには、障がい者や高齢者は当然ですが、子育て世代や女性、性的マイノリティ者等多様性に配慮した準備が必須です。そのためには、女性の意見もバランスよく収集し、施策に反映されることを望みます。引き続き、市の審議会等の女性の登用率向上への働きかけを行いつつ、自治会長や消防団員をはじめとするあらゆる分野の女性の登用率向上に向けたアイデアの公募を行う等、市民を巻き込んだ啓発・促進が必要と考えます。既に取組んでいる保育ボランティア制度は、子育て世代の方が市の事業へ参加しやすい環境づくりに必要な事業であるため、継続的に実施していただきたいと思います。

■基本方針Ⅲについて

家庭・地域における男女共同参画活動の推進において、家事・育児・介護を男女でともに担う環境の充実に向けて、とても良い取組や仕組みがたくさん実施されていますが、それを知らない市民が多いのではないかと感じています。くらし安心メールや市公式 LINE、ホームページ等の様々な媒体を活用し周知方法を充実させることで、より多くの市民が関心を持ち、講座等への参加だけでなく、市の取組への関心に繋がるのではないかと考えます。また、令和5年度実績が十分ではなかったと感じている事業については、不足部分を振り返り、改善案を今後の課題や方向性として次年度の事業に反映されることを期待します。

団体・企業等へのワーク・ライフ・バランスの啓発は難しい面があると思います。市が中心となり、モデルとして牽引することや労働基準監督署との協力等、啓発方法や内容に工夫をして実施することが必要であると考えます。

また、市民や団体・企業等がそれぞれの立場で自分らしさを大切にしながら社会とのつながりを持ち、多様な価値観を認め合いながら充実した生活を送るためにも大切な事業であると考えます。こうした取組を、今後も充実させながら継続的に実施していくことが必要です。

■基本方針Ⅳについて

生涯を通じた心身の健康支援では、ライフステージ及び男女の性差に配慮した健康の保持増進が重要です。これまで同様、各種検診の充実をお願いするとともに、今後は性的マイノリティ者への検診時に配慮することも重要です。関係部署での対応方法について、議論を深めていただきたいと思います。また、性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の機会も必要と考えます。女性だけではなく男性にも妊娠・出産・育児に関する教育等を実施することを望みます。

暴力やメンタルヘルスに関しては、DVやハラスメント、いじめ等の加害行為に対して、相談窓口の充実や相談機関の周知を図るとともに、労働基準監督署との連携が必要であると考えます。継続的な相談機関の周知や充実に努めてください。また、DV防止は、全世代に向けた教育と啓発が必要です。男女がそれぞれの役割を理解し、互いに尊重し、より良い暮らしを実現させるため、引き続き各種相談体制の充実に努めてください。

自殺、DV相談については、児童・高齢者・障がい者等の救済には共通点が多く、これらに関わる問題を一本化する窓口の開設、チーム形成を促す組織があると良いと考えます。そのためには、今のような担当ごとではなく横断的な知識・経験を有する人材育成が必要です。

■基本方針Ⅴについて

「困難を抱えた人に対する支援」として、各事業では関係部署が各対象者に必要な取組・支援を行っており、支援の必要な市民にどの程度届いているか分かりませんが、今後事業が充実してきたとしても、このような啓発活動は継続的に実施していくことを強く望みます。ただ、引きこもりや外国籍の方々への支援については、従来の福祉制度や施策では不十分です。地域の特性や対象者のニーズに合わせた柔軟な対応が求められます。このことについては、専門性を持った職員の養成やNPO等の資源を有効に活用し、積極的なアプローチをすることが必要です。すべての困っている人に共通するのは「どこに相談していいかわからない」という点だと思いますので、「包括的な相談窓口」や「一元的な外国籍市民等相談窓口」等の窓口が設置されることを期待します。

あらゆる人権の尊重に対しては、多様性を受け入れ、尊重する人権教育と啓発を一層推進し、「差別をなくし、させない、許さない」という意識を市民一人一人が態度や行動に表し、様々な差別や不合理な偏見を積極的に解消していく取組が必要と考えます。

社会情勢の変化に伴い、人権の問題は多様化・複雑化し、日常生活のあらゆる場面に発生してくる様々な人権問題についての議論を深めていくとともに、市として、人権侵害に対する確かつ迅速に対応できる仕組みが構築されることを望みます。特に相談・支援体制として重要なことは、声をあげることができない環境・状況にいる人たちへの支援と考えます。受け身の支援ではなく、今後は問いかけや働きかけるような能動的な支援を充実させていくことを望みます。

また、市が啓発をする側という従来の啓発活動から、男女共同参画推進サポーター制度のような市民や団体・企業等との協働による人権啓発活動の創造が今後の課題だと考えます。具体的な差別は「地域・日常・くらし」と密着した場所で生まれるため、それを克服するための人権的な地域づくりの試みには、市だけではなく市民や団体・企業等との積極的な協働による啓発活動を推進することを強く望みます。

V 点検評価シート

No.	1	所管課	職員課、人権・広聴相談課
事業名	市職員の能力開発及び男女共同参画研修の実施		
事業内容			
男女を問わず、意欲と能力ある市職員の育成を進め、職員の一層の能力向上を図ります。その一環として、市職員を対象とした人権研修を実施し、男女共同参画について理解を深めるとともに、職員採用時に男女共同参画への基本的な知識と認識を高める研修を実施します。			
R5年度の実施内容			
(1)新採用職員研修(参加者数：15人)において、人権・男女共同参画への基本的な知識と認識を高めるため、人権・男女共同参画に関する講義を実施しました。（職員課、人権・広聴相談課） (2)人権団体主催による講演会や学習会等へ職員の参加要請を行いました。（人権・広聴相談課） 講演会・学習会等への参加要請：6回／延べ参加者数：92人			
自己点検評価			
計画どおり、新採用職員研修で人権・男女共同参画に関する講義を実施しました。また、人権団体主催による講演会や学習会等へ職員の参加要請を行い、人権・男女共同参画への基本的な知識と認識を高め、職員の能力向上を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、職員課主催の新採用職員研修で人権・男女共同参画に関する講義の実施や人権団体主催の講演会等へ職員の参加要請を行う事により、男女共同参画についての理解を深め、基本的な知識の習得を図ります。			

No.	2	所管課	人権・広聴相談課
事業名	男女共同参画講座		
事業内容			
市民を対象に講座を実施し、男女共同参画社会への正しい理解を促進するとともに、必要性について啓発を行います。			
R5年度の実施内容			
【指標】 男女共同参画講座の開催回数（年間） 予定：2回／実施：2回 かなテラス（かながわ男女共同参画センター）と共催し、2つの講座を実施しました。 ①大人も知っておきたい、デートDVってなんだろう ○講師：NPO法人女性ネットSaya-Saya 波多野 律子 氏、野本 美保 氏 ○開催日：令和5年11月11日（土） ○参加者数：24人 ②困難を抱えた女性への支援とは 現状と課題 ○講師：城西国際大学福祉総合学部教授 堀 千鶴子 氏 ○開催日：令和6年3月9日（土） ○参加者数：19人			
自己点検評価			
かなテラスとの共同事業として、計画どおり男女共同参画講座を開催することができました。特に①については、前年度の課題としてあげられたデートDVの啓発事業の一環として開催し、参加いただいた多くの方から講座内容について好評を得ることができ、あらゆる暴力の根絶の一助とすることができました。			
今後の課題及び方向性			
男女共同参画社会への正しい理解を促進するため、今まで関心のなかった方や自分には関係ないと思っていた方でも身近に感じてもらえるような魅力のあるテーマを選定する等、引き続き検討を行います。			

No.	3	所管課	人権・広聴相談課
事業名	いせはら男女共同参画フォーラムの開催		
事業内容			
広く市民を対象として、家庭や職場、地域社会など、あらゆる場面での男女共同参画が進展するよう、いせはら男女共同参画フォーラムを開催します。			
R5年度の実施内容			
〔指標〕 いせはら男女共同参画フォーラムの開催回数（年間） 予定：1回／実施：1回 会場で開催し、その様子を撮影して後日オンラインで動画配信するハイブリット形式にて実施しました。 「性別って男性・女性だけ？～多様な性のあり方を考えよう～」 ○講師：Xジェンダー、アロマンティック・アセクシャル当事者 中村 健 氏 ○会場開催日：令和6年1月13日（土） ○参加者数：88人 ○動画配信期間：令和6年3月6日（水）～4月15日（月） ○視聴回数：438回			
自己点検評価			
性の多様性についてをテーマとして、あらゆる場面での男女共同参画への意識啓発につながるよう、いせはら男女共同参画フォーラムを開催することができました。			
今後の課題及び方向性			
令和6年4月から導入する男女共同参画推進サポーター制度を活用し、サポーターと議論を重ねることで、幅広い世代が参加したいと思える魅力的で啓発効果のあるテーマや講師を選定する等、引き続き検討を行います。			

No.	4	所管課	人権・広聴相談課
事業名	（仮称）男女共同参画推進サポーター制度の創設		
事業内容			
多様な主体との連携・協働により男女共同参画を進めていくために、男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲のある団体・個人を募集し、情報交換や連携を図ります。			
R5年度の実施内容			
令和6年4月からの男女共同参画推進サポーター制度導入に向けて、要綱等の整備を行いました。			
自己点検評価			
男女共同参画推進サポーター制度導入に向けて、要綱等の整備を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
男女共同参画社会づくりに関する活動を行う意欲のある団体・個人を募集し、情報交換や連携を図り、いせはら男女共同参画フォーラムの開催や男女共同参画を考える情報誌「ききょうフォーラム通信」の発行等の活動内容や方針について検討を行います。			

No.	5	所管課	人権・広聴相談課
事業名	男女共同参画に関する調査・研究体制の構築		
事業内容			
伊勢原市男女共同参画推進委員会と連携を図りながら、男女共同参画に関する調査研究体制を構築し、相談・支援のあり方の検討や情報収集を行うとともに、整理した情報を市民や市の各担当部署へ発信します。			
R5年度の実施内容			
県内における男女共同参画センターの設置状況を精査し、センター設置の可能性を探り、令和6年2月16日に開催した男女共同参画推進会議において庁内庶務担当課と情報共有を行いました。			
自己点検評価			
男女共同参画センターは法令で設置義務がないほか、市役所庁舎とは異なる施設に設置されていることがわかり、今後の相談・支援のあり方の検討や市の担当部署との情報共有を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
売春防止法（女性保護事業）や困難女性支援法を担当する福祉総務課と連携しながら、DV防止法を担当する本課として実施可能な啓発活動を行うとともに、市ホームページや広報紙等を活用し、さまざまな問題を抱えた女性が相談しやすい窓口（人権擁護委員による人権相談）の周知を行います。			

No.	6	所管課	青少年課
事業名	子ども・若者健全育成支援事業を活用した男女共同参画学習		
事業内容			
小学生・中学生・高校生を対象としたジュニアリーダーの育成事業を活用し、男女共同参画の視点での体験型研修を実施するなど、個人の適性を学ぶ機会を提供します。			
R5年度の実施内容			
インリーダー(小学校5・6年生)及びジュニアリーダー(中高生)を対象に、リーダーとしての資質向上やスキルアップを目的に、ジュニアリーダー養成事業「インリーダー・ジュニアリーダー合同研修」を3回実施しました。 ○第1回：令和5年7月16日(日) ニジマスつかみ取り体験とやもとなおこさんライブ鑑賞 (参加者数：インリーダー12人、ジュニアリーダー13人) ○第2回：令和5年8月9日(水)工場見学バスツアー[厚木プレシア、二和印刷の見学] (参加者数：インリーダー20人、ジュニアリーダー12人) ○第3回：令和6年3月3日(日) 事後研修[救命講習、愛川町ジュニアリーダーとの交流会] (参加者数：インリーダー2人、ジュニアリーダー12人)			
自己点検評価			
いずれの研修でも、開会・閉会式の司会進行やレクゲームのリード、インリーダーのサポートなど、男女の区別を意識することなく、自らの適性を生かした役割分担を行い、また、ジュニアリーダーとしての意識を持って積極的に活動することができていました。			
今後の課題及び方向性			
ジュニアリーダーの活動は、中高生が地域の中で、自ら考え、行動する貴重な経験です。引き続き、青少年健全育成団体と連携を図りながら、ジュニアリーダーの育成及び活動場所の確保に努めていく必要があります。			

No.	7	所管課	教育指導課
事業名	児童・生徒に対する男女平等教育		
事業内容			
各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて人権の尊重、男女平等、相互理解・協力など人権感覚を磨く指導の充実を図ります。			
R5年度の取組内容			
・学習指導要領に則り、小中学校において、「特別の教科 道徳」を実施しました。 ・小中学校において各校の道徳教育年間計画に基づき、学校の教育活動全体を通して道徳教育を行いました。 ・小学校6年生「社会」及び中学校「社会（公民的分野）」において、基本的人権の尊重について学習するなかで、性別による差別の解消や障がいのあるひとへの差別や偏見の解消について考えました。 ・中学生が行う職場体験学習では生徒個人の希望を尊重し、男女にかかわらず様々な事業所を選択して実施しました。			
自己点検評価			
各校の児童生徒等の実態に応じ、各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて人権の尊重、男女平等、相互理解・協力など人権感覚を磨く指導を実施することができました。			
今後の課題及び方向性			
人権の尊重、男女平等、相互理解・協力など人権感覚を磨く指導の充実を図るため、各校の人権教育担当者を中心に情報提供や研修を実施するなどし、各校職員の意識を一層高めるよう努めます。			

No.	8	所管課	教育指導課
事業名	教職員研修		
事業内容			
教職員を対象に、人権教育研修や人権教育推進校指定研究事業を活用し、男女共同参画の理解を深める研修を実施します。			
R5年度の実施内容			
・教職員の人権教育に対する認識を深め、指導力の向上を図るため人権教育研修会を開催しました。 【第1回】 「アンコンシャスバイアスを知る、気付く、対処する～一人ひとりが生き生きと活躍するために～」 ○講師：一般社団法人アンコンシャスバイアス研究所 飯島 敬子 氏 ○会場：オンライン開催 ○参加者数：23人 【第2回】 「全国人権教育研究会派遣実習報告会」 ○会場：伊勢原中学校 ○参加者数：49人 ・全国人権教育研究協議会が主催する研究会に教職員を派遣し、その報告を通じて人権教育に関する全国的な状況を把握するとともに人権教育への意識が深まるように取り組みました。 【全国人権教育研究協議会 課題別研究会】 伊勢原小学校より1名派遣 【全国人権・同和教育研究大会】 伊勢原中学校より1名派遣 ・人権教育を推進する研究校を計画的に指定し、研究を推進しました。 指定校：伊勢原中学校（1年目）			
自己点検評価			
教職員を対象に、人権教育研修や人権教育推進校指定研究事業を活用し、男女共同参画の理解を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き人権教育研修や人権教育推進校指定研究事業を活用し、男女共同参画の理解を推進とともに、研修参加者等により広く教職員への波及を図りたいと考えます。			

No.	9	所管課	社会教育課
事業名	公民館講座を活用した男女共同参画学習		
事業内容			
各地区で女性セミナー、幼児家庭教育学級や高齢者学級などの公民館講座を活用し、さまざまな年代を対象に男女共同参画の理解を深める学習機会を提供します。			
R5年度の実施内容			
男性や高齢者が参加しやすい初心者向けの講座や、男性にも女性にも人気のある「そば打ち」や「珈琲のいれ方」等の講座を実施しました。子育て世代向けには、親子で参加する講座や、パパ友・ママ友を作り交流する機会を提供するような講座も実施しました。			
自己点検評価			
新型コロナウイルスが5類となり、飲食や交流を伴う講座の実施が可能になったことで、各公民館で実施する講座数を増やすことができ、それが参加者数の増加にも繋がりました。			
今後の課題及び方向性			
参加者の多くが高齢者になりつつあることが課題です。対象を「絞る」場合、「絞らない」場合によるそれぞれの効果を考えながら、年齢や性別に関わらず興味を持ち、参加していただける講座の実施を心掛けます。また、子育て世代向けの講座については、子育て世代に身近な場所等への周知協力も依頼していきます。			

No.	10	所管課	危機管理課
事業名	防災分野における女性の参画の確保		
事業内容			
防災施策の立案等において、男女共同参画の視点や子どもや高齢者の視点が反映されるようにするため、防災会議への女性委員の登用に努めるとともに、自主防災リーダー養成研修会や避難所運営委員会への女性参加を促進します。			
R5年度の実施内容			
防災会議の委員は、市長が必要と認める委員にすることが可能であるため、この枠を活用して、女性委員を登用しました。 また、自主防災リーダー養成研修会や避難所運営委員会への女性参加を促進しました。			
自己点検評価			
防災会議委員の女性割合につきまして、令和4年度は8%でしたが令和5年度は21%に増加しました。 また、自主防災リーダー養成研修会の女性参加者は令和4年度から15人増加しました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、防災会議への女性委員の登用に努めるとともに、自主防災リーダー養成研修会や避難所運営委員会への女性参加を促進します。			

No.	11	所管課	危機管理課
事業名	防災教育の推進		
事業内容			
学校や家庭を中心に、地域における防災教育を推進するため、関係部署等と連携しながら、女性や子どもに防災への関心を高めてもらえるよう、様々な学習機会を提供します。			
R5年度の実施内容			
学校や企業、各種団体等に対し、災害時を想定した防災教育を実施し、防災・減災対策の推進を図りました。			
(1)小・中学校 大規模災害時に、児童・生徒一人ひとりが自ら率先して避難する意識の醸成を図りました。 ①桜台小学校 ・実施日／講師／人数：令和5年7月4日（火）／危機管理課職員／104人 ②大山小学校 ・実施日／講師／人数：令和5年9月14日（木）／危機管理課職員／36人 ③成瀬小学校 ・実施日／講師／人数：令和5年10月4日（水）／危機管理課職員／136人 ④伊勢原小学校 ・実施日／講師／人数：令和5年10月10日（木）／危機管理課職員／95人 ⑤竹園小学校 ・実施日／講師／人数：令和5年10月17日（木）／危機管理課職員／83人 ⑥緑台小学校 ・実施日／講師／人数：令和6年2月27日（木）／危機管理課職員／60人			
(2)各種団体 企業や各種団体等の要望に応じて、防災講話等を行い、防災知識と技術の習得を図りました。 ①いせはら災害ボランティアネットワーク（総会後の防災研修） ・実施日／講師／人数：令和5年5月31日（水）／危機管理課職員／41人 ②幼児家庭教育学級 ・実施日／講師／人数：令和5年7月4日（火）／平塚パワーズ、危機管理課職員／5人 ③小学校教育研究会社会部防災研修会 ・実施日／講師／人数：令和5年7月24日（月）／危機管理課職員／24人 ④茶和やかサロン防災教育 ・実施日／講師／人数：令和5年7月24日（月）／危機管理課職員／8人			
(3)各種イベント等 近年の災害事例を踏まえた防災対策等に関する講演を行い、市民の防災意識の向上を図りました。 ①親子向け防災講座（防災クッキング） ・実施日／講師／人数：令和5年8月8日（火）／桜井ちひろ（※）／38人 （※）宇宙キッチンソーラークッキングの会認定講師 ②伊勢原子どもまつり ・実施日／講師／人数：令和5年11月5日（日）／危機管理課職員、PTA、消防署員ほか／450人 ③文化財フェスタ（富士山噴火） ・実施日／講師／人数：令和5年8月20日（日）／危機管理課職員／93人 ④比々多観光協会 ・実施日／講師／人数：令和6年2月10日（水）／県防災センター職員、危機管理課職員／20人			
(4)防災講演会 伊勢原市における自然災害、情報の活用、男女視点での防災対策等をテーマに、外部講師を招いての防災講演会を開催しました。 ①実施日／講師／人数：令和6年2月18日（日）／横浜地方気象台長／220人			
自己点検評価			
当初の年間防災訓練計画どおり実施しました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、防災教育や防災講演会を実施していくとともに、女性目線の防災対策の推進を図ります。			

No.	12	所管課	危機管理課
事業名	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営の充実		
事業内容			
女性や子育て家庭にとって、避難所生活を少しでも安全・安心なものとし、被災時の精神的・肉体的負担の軽減が可能となる避難所運営を行うため、避難所運営委員会を開催し、被災者のニーズの把握に努めます。 避難所生活において、女性や子ども特有のニーズに対応するための生活物資の備蓄を図ります。 また、避難所運営を担う各地区の地域対策部に女性職員を配置し、女性避難者へのきめ細かな対応に配慮します。			
R5年度の実施内容			
広域避難所17箇所の避難所運営委員会において、女性や子ども等に配慮した避難所運営が実施できるよう更衣室、授乳室等のスペースの確保について、自治会長、施設管理者等と確認を行うとともに、性別に配慮が必要な活動班には女性を選出するよう要請しました。 また、乳幼児向けの備蓄品として液体ミルクを更新しました。			
自己点検評価			
例年、総合防災訓練等の実施に合わせて「各活動班の選出」「各活動班毎の個別訓練の実施」を重ねてきましたが、令和6年1月の能登半島地震では、長期に渡って断水したことにより、深刻なトイレ不足となりました。 こうした課題を踏まえ、男女双方の視点に立った防災資機材の拡充、避難者ニーズに応じた避難情報の伝達などの検討を行うとともに、発災直後から迅速に避難所を設営し、速やかに活動班が選出できるよう自主防災リーダー養成研修会のカリキュラム等の見直しを行いました。			
今後の課題及び方向性			
毎年、実施する自主防災（自治）会の代表者、施設管理者及び地域対策部（市職員）で構成する避難所運営委員会会議において「活動班員の人選につきましては、事前の人選ではなく、発災時に活動可能な人から、または避難者の中から人選する」ことを確認しています。しかし、災害時に「誰が」ではなく「誰でも」活動班に従事できるよう、防災訓練や研修会などを通じて、活動班に従事できる人材育成に努めてまいります。			

No.	13	所管課	人権・広聴相談課
事業名	女性や子育て家庭に配慮した避難所運営に関わる調査研究		
事業内容			
男女共同参画推進委員会と連携して、市内広域避難所の運営について、女性目線のきめ細やかなグランドデザインやイメージを議論し、提言書として取りまとめ発信します。			
R5年度の実施内容			
令和5年5月8日に開催した男女共同参画推進委員会で、「男女共同参画推進委員会が提案する災害避難所の姿を考える」をテーマに、国外の実施の紹介やグランドデザインやイメージについて勉強会を行いました。			
自己点検評価			
男女共同参画推進委員会で災害避難所の姿について、国外の実施の紹介やグランドデザインやイメージについて勉強をすることができました。			
今後の課題及び方向性			
男女共同参画推進委員会で避難所運営についてのグランドデザインやイメージについて勉強することができたが、意見として取りまとめるまでいたっていません。引き続き、市内広域避難所の運営について勉強会を行うとともに、意見を取りまとめて所管課に提案していきます。			

No.	14	所管課	市民協働課
事業名	NPOなどの活動への支援		
事業内容			
市民活動サポートセンターを活用し、市民活動や市民活動団体に関する情報の提供や市民活動への相談、助言を行い、さまざまな市民活動を支援します。 また、市民活動への参加が容易となるように、市内のさまざまな市民活動団体との交流や活動の学習の機会を提供します。			
R5年度の実施内容			
施設の利用人数は9,015人(昨年比+1,009人)とコロナ禍以前の水準までは戻ってはいないものの、回復傾向にあります。 サポセンフェスタを開催し、市民活動団体との交流や学習などの機会を設けました。(活動団体ポスター展、団体紹介、まが玉づくり体験等)			
自己点検評価			
年1回サポセンフェスタを実施し、定期的かつ継続的に団体同士の交流の場を設けることができています。			
今後の課題及び方向性			
コロナ禍を経て活動休止や解散となった団体も多く、コロナ禍以前の水準まで利用者数の回復が難しい状況にあります。 継続的に市民活動や市民活動団体に関する情報の提供や市民活動への相談、助言を行い、市民活動を支援していきます。			

No.	15	所管課	人権・広聴相談課
事業名	地域における女性の参画の促進		
事業内容			
PTA、自治会において役員として活躍する女性や消防団における女性の参画拡大を図るため、団体が実施する研修や会議などの場を活用し、男女共同参画の意識の向上を図ります。			
R5年度の実施内容			
〔指標〕 PTA、自治会の会長及び消防団員に占める女性の割合 〔目標値〕 PTA会長：28% 自治会長：13% 消防団員：5.7% 〔R5実績〕 PTA会長：21.4% 自治会長：6.9% 消防団員：5.7%			
令和5年5月に発行した男女共同参画を考える情報誌「ききょうフォーラム通信」第65号で、市内の女性消防団員の活動を紹介し、女性の防災分野への参画推進を図りました。			
自己点検評価			
市内の女性消防団員の活動を紹介し、女性の防災分野への参画推進を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
防災分野に限らず責任のある立場に女性が就任しやすい環境を整えるため、各団体が実施する研修や会議等の場を活用し、引き続き啓発に努め、男女共同参画の意識の向上を図ります。			

No.	16	所管課	人権・広聴相談課
事業名	審議会等での男女共同参画		
事業内容			
市の審議会等での女性の委員数が、2027（令和9）年度末までに40%以上60%以下となるよう、女性の積極的な登用に向けて取り組みます。また、委員選出に関係する団体等に対して理解を促します。			
R5年度の実績			
〔指標〕 各審議会等の女性委員の割合 ①法律・条例・要綱に基づく附属機関等の委員等の合計 ②法律・条例に基づく附属機関等の委員等の合計 〔目標値〕 ①②ともに40%以上60%以下／〔R5実績〕 ①34.4% ②28.2%			
審議会等における女性の登用率調査を実施する際に、プランの目標値と現状を各所属に示し、委員の改選の際には目標値内となるよう女性の登用を推進するよう依頼しました。			
自己点検評価			
女性の登用率が高い審議会等が任期の終了により委嘱されなくなったことによる女性委員数の減少や新たに委嘱された審議会等において女性の登用率が低いことを各所属に示し、委員の改選の際には、目標値内となるよう女性の登用を推進するよう、関係団体等に対して理解を促しました。			
今後の課題及び方向性			
女性の積極的な登用について、関係団体等に対して引き続き要請を行います。また、女性の参画が必要な審議会等については、個別に働きかけを行うなどの対応を検討します。あわせて、さまざまな知識や経験等を持つ人を登用していくことや、女性の参画しやすい環境を整えていくよう、各審議会等を所管する担当課へ働きかけていきます。			

No.	17	所管課	警防課（令和5年度は消防総務課）
事業名	女性消防団員の活躍の充実		
事業内容			
応急手当の普及や火災予防の啓発活動に男女共同参画の視点を反映するため、女性消防団の活動の更なる推進を図ります。			
R5年度の実績			
・普通救命講習 4回 ・上級救命講習 1回 ・救急フェスティバル 1回 ・親子救命講習 2回 ・春、秋の火災予防運動駅前街灯キャンペーン ・春、秋の火災予防運動一人暮らし高齢者宅訪問			
自己点検評価			
当初の計画どおり、市民に対する救命講習や広報活動、火災予防に対する啓発活動が実施できました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、消防分野で女性が活躍出来る環境を整えていき、今後も各種イベントへの参加を増やし、活動内容を広く市民に知ってもらうことにより、年齢や性別に関係なく、誰もが消防団に入団し共に活動したいと思えるようにしていきます。			

No.	18	所管課	社会教育課
事業名	参画を支援する保育の実施		
事業内容			
子育て中の男女が各種事業に参加する際に、保育ボランティア制度を活用し、安心して参画できる環境づくりを進めます。			
R5年度の実施内容			
令和5年度の保育ボランティア利用回数は、社会教育課で5回、他課で10回の合計15回でした。 また、中央公民館内にあるプレイルームの改修を実施し、翌年度以降から、専用の保育室として使用できるように整備しました。			
自己点検評価			
子育て中の方が、市の事業に参加しやすいよう、保育サービスを提供することができました。 コロナ禍に、保育ボランティアに登録はあってもお休みされていた方の復帰があり、少し活動人数が増えました。			
今後の課題及び方向性			
現在、保育ボランティアの登録は13人ありますが、ボランティアの高齢化が課題です。新規のボランティア講座を実施するなどして、登録者数を増やし、合わせて必要なサービス内容や対象の見直しも検討していきます。			

No.	19	所管課	職員課
事業名	市役所における働きやすい職場づくりの推進		
事業内容			
市としても働きやすい職場づくりを率先して推進するため、「伊勢原市職員の仕事と生活の両立応援プラン」に基づく取組を進めるとともに、取組状況を公表します。			
R5年度の実施内容			
(1)令和5年8月を「ワーク・ライフ・バランス推進月間」に設定し、休暇の取得促進、テレワークや時差出勤の積極的な活用を図りました。 (2)育児休業を取得している職員に対し、市の動向や先輩職員の育休体験記を載せた「育休ニュースレター」や、ライフステージ別の休暇制度等をまとめた「育児休業ガイド」を送付しました。 (3)キャリア形成支援の1つとして、ワーク・ライフ・バランスやキャリアアンカー分析等を内容とした「キャリアデザイン研修」を実施し、20人が受講しました。			
自己点検評価			
(1)計画どおり、ワーク・ライフ・バランス推進月間を実施し、職員アンケートの実施及び実施報告書を作成しました。 (2)計画どおり、育児休業を取得している職員へ「育休ニュースレター」等を発行しました。 (3)計画どおり、「キャリアデザイン研修」を実施しました。			
今後の課題及び方向性			
(1)ワーク・ライフ・バランス推進月間実施報告書の結果を基に、改善を図り、次年度以降、より効果的な取り組みとなるよう検討を行います。また、通年での休暇取得の推進、テレワーク及び時差出勤の活用について更なる活用がされるよう周知を検討します。 (2)半期に1回の「育休ニュースレター」等の発刊を継続していきます。 (3)次年度以降も「キャリアデザイン研修」を実施していきます。また、受講対象者について検討します。			

No.	20	所管課	商工観光課
事業名	地域雇用創業就労支援事業		
事業内容			
地域経済の活性化に向けた産業振興及び雇用機会の拡大を図るため、いせはら創業応援ネットワークによる組織的な創業支援や中小企業の人材育成等を推進するとともに、求人・求職紹介、新たな労働者として期待される女性や高齢者などの多様な就労ニーズに応じた就労支援を推進します。			
R5年度の実績内容			
いせはら創業応援ネットワークにより、組織的な創業支援を行いました。 ・令和5年度創業相談実績99件・創業件数51件			
近隣自治体等と連携し、雇用機会拡大のために「企業合同就職面接会」を開催しました。 ・令和5年9月13日・14日　ラスカ平塚にて 参加事業者55社・参加求職者124人・求人99件・面接137件・採用者18人			
中小企業の人材育成や多様な就労ニーズに応じた就労支援については、国や県から提供されるチラシ等を窓口で配架することで、情報提供を行いました。			
自己点検評価			
いせはら創業応援ネットワークや近隣自治体と連携し、計画どおり実施しました。			
今後の課題及び方向性			
社会情勢を捉えながら、引き続きいせはら創業応援ネットワークや近隣自治体等と連携します。伊勢原市の公式ホームページ等で情報の公開を行うことで就労支援を推進します。			

No.	21	所管課	商工観光課
事業名	求人求職紹介相談事業を活用した雇用促進		
事業内容			
伊勢原市ふるさとハローワークにおける、職業相談、職業のあっせん・紹介を通じて、男女平等な雇用を促進します。			
R5年度の実績内容			
雇用や就業において、男女がともに均等な機会や待遇を確保し、労働者が年齢や性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できるよう、伊勢原市ふるさとハローワークで職業相談を実施し、相談者に適した職業を紹介しました。 ・令和5年度実績 相談件数：4,455件 新規求職者数：1,059人 紹介件数：1,680件 就職件数：494件（うち、男性263件・女性231件）			
自己点検評価			
伊勢原市ふるさとハローワークと連携し、職業相談や相談者に適した職業の紹介をしたところ、相談件数は令和4年度実績の5,185件よりも730件減少しました。減少理由としては、オンラインでの求職活動が増えているためだと考えられます。			
今後の課題及び方向性			
雇用や就業において、男女がともに均等な機会や待遇を確保し、労働者が年齢や性別に関わりなく、その能力を十分に発揮できるようになることを目指し、引き続き伊勢原市ふるさとハローワークと連携し、労働者への働きかけを行います。			

No.	22	所管課	商工観光課、人権・広聴相談課
事業名	就労環境に関する法制度等の情報提供		
事業内容			
仕事と子育てや介護との両立のための制度等（育児・介護休業、短時間勤務、短時間正社員制度、就労環境に関する各種認定等）に関する情報や、関係機関が開催する研修講座情報などを、商工業団体等と連携、協力して、事業所へ周知し、理解を促進します。 また、事業所に対して、商工業関係団体等を通じて、女性の健康管理や男女の賃金に関する情報を提供し、適正な雇用、就労環境の促進に努めます。また、関係課等の窓口にリーフレットを設置し、情報の提供に努めます。			
R5年度の実施内容			
【商工観光課】 国や県から提供される就労環境・賃金等に関する各種情報（リーフレットなど）を窓口に配架するとともに、伊勢原市雇用促進協議会員へメール等で情報提供を行いました。 ・女性のためのキャリアカウンセリング ・女性のための労働相談 ・中高年のための再就職支援セミナー ・神奈川県最低賃金のお知らせ（市のホームページにも掲載） ・女性の就職面接用スーツの貸出をしています			
【人権・広聴相談課】 〔指標〕 就労環境に関する各種認定等取得事業所数（累計） 目標値：5社／令和5年度実績：2社 国や県から提供される女性活躍推進に関する次のような情報が掲載された冊子（リーフレットなど）を庁内に配架しました。 ・認定マーク「えるぼし」の案内（厚生労働省） ・女性の活躍推進に関するパンフレット（神奈川県） など			
自己点検評価			
リーフレットの配架やメール等により、意識啓発や情報提供を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
【商工観光課】 引き続きリーフレットの配架や伊勢原市雇用促進協議会員への周知を行うと同時に、くらし安心メールによる市民への意識啓発や情報提供を検討します。			
【人権・広聴相談課】 就労環境に関する各種認定等を取得している市内企業に男女共同参画推進サポーターになってもらうことで、市ホームページで企業の取り組みを紹介する等の効果的な情報提供を行い、各種認定等を取得していただく契機となる取組の検討を行います。			

No.	23	所管課	人権・広聴相談課
事業名	ワーク・ライフ・バランスに関わる啓発活動		
事業内容			
啓発誌やホームページの活用、講座の開催等により、ワーク・ライフ・バランスの考え方、促進する制度や成功事例などを紹介し、理解と普及促進に努めます。			
R5年度の実施内容			
〔指標〕 ワーク・ライフ・バランスに関する市ホームページの情報提供数 （第2期伊勢原市子ども・子育て支援事業計画に掲載あり） 計画：7件／実績：7件			
令和6年1月25日には伊勢原市男女共同参画推進委員会委員長を講師に招き、「誰もが働きやすいワークスタイルの創造」「家事・育児・介護を男女で共に担う環境の充実」をテーマに、市職員向けの人権研修Ⅱ（受講者数：27人）を職員課と共催で開催しました。			
自己点検評価			
市職員向けの人権研修を職員課と共催で開催し、ワーク・ライフ・バランスの考え方、促進する制度や成功事例等を紹介し、理解と普及促進を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
市職員に限らず各企業等に対してもワーク・ライフ・バランスに取り組んでいただくよう、引き続き啓発活動を行い、理解と普及促進を図ります。			

No.	24	所管課	人権・広聴相談課、商工観光課
事業名	女性の起業・再就職の促進		
事業内容			
意欲を持ち、能力を発揮して積極的に社会参画する女性を支援するため、起業や在宅就業など、雇用以外の就業も含めて、求められる知識、経験などに関する情報提供を行います。			
R5年度の実施内容			
令和5年9月7日に子育て支援センターで、商工観光課、人権・広聴相談課、子育て支援課主催の「女性のための再就職支援セミナー」を開催し、再就職に必要な知識や情報提供を行いました。 ○講師：ハローワーク平塚 就職支援ナビゲーター 石川 陽子 氏 ○受講者：11人／未就学児11人			
自己点検評価			
市主催でセミナーを開催し、女性の再就職の促進を図ることができました。 子育て支援センターが会場ということもあり、未就学児を連れての参加者が多く見受けられました。過去の開催記録（別室託児あり）と比較すると、今回の子連れの方の参加人数は多く、今まで子供が小さすぎて参加しづらかった層には良かったと思われます。また、参加者は顔見知りやメモを取りながら真剣に聞いていたほか、アンケート結果からも内容の理解度・満足度はある程度ありました。			
今後の課題及び方向性			
意欲を持ち、能力を発揮して積極的に社会参画する女性を支援するため、引き続き、関係部署と連携しながらセミナーの開催や、くらし安心メールを活用した情報提供を行います。			

No.	25	所管課	子育て支援課
事業名	母子家庭の就労支援		
事業内容			
母子家庭等自立支援教育訓練給付事業や母子家庭等高等職業訓練促進給付事業により、母子家庭の自立を支援します。			
R5年度の実施内容			
自立支援教育訓練給付事業（対象者1人）の受講講座の指定、高等職業訓練促進給付金（対象者4人）の支給を行い、母子家庭の自立を支援しました。			
自己点検評価			
自立支援教育訓練給付事業（対象者1人）、高等職業訓練促進給付金等事業（対象者4人）について、母子家庭等の経済的な自立を図ることを目的に、給付金の支給によりひとり親世帯への支援を行いました。また専門的な職種の資格取得により、一層の経済的自立ができるよう支援を行っています。			
今後の課題及び方向性			
母子家庭等の経済的な自立を図ることを目的に、給付金の支給や包括的な相談支援を引き続き行っていきます。また修業者（各給付金等事業を活用し資格取得のため養成機関に通っている者）が資格取得を目指す適正な受講から、資格取得後の就労状況等の把握を行います。			

No.	26	所管課	子育て支援課
事業名	子育て支援サービスの情報提供		
事業内容			
各種子育て支援に関する情報やサービス内容等を一元的に管理、発信し、子育てに関わる情報提供の充実を図ります。			
R5年度の実施内容			
地域の子育て支援拠点である、子育て支援センター「フリースペース」や「つどいの広場」等において、切れ目のない総合的な相談・支援体制をまとめた子育て支援ガイドブックなど、子育て支援に関するパンフレット等により情報提供を行いました。さらに、子育て世代が必要とする情報をより分かりやすく提供していくことを目的に、令和6年2月28日にいせはら子育てポータルを新たに公開いたしました。			
自己点検評価			
子育てアドバイザーが各会場で子育てに関する相談に応じるとともに、情報提供の発信や関係機関との連携を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き関係する庁内の各部署と連携を図り、各種子育て支援に関する情報やサービス内容等を一元的に管理、発信できるよう検討を進めます。			

No.	27	所管課	子育て支援課、子ども育成課
事業名	地域の子育て支援		
事業内容			
ファミリー・サポート・センターや児童コミュニティクラブを運営し、幼児・児童の預かりや放課後における保育等を実施します。			
R5年度の実施内容			
【子育て支援課】 子育て家庭に対する育児支援を促進するため、依頼会員（育児の援助を受けたい人）と支援会員（育児の援助を行いたい人）からなる「ファミリー・サポート・センター」を運営し、地域における会員同士の育児等に関する相互援助活動を実施しました。 依頼会員：485人、支援会員：178人、両方会員：8人			
【子ども育成課】 児童コミュニティクラブの運営については、市内10小学校区12クラブについて、小学校や保育所、児童館等において、児童の見守りを実施しました。 また、市内の民間学童クラブへの補助（民間6クラブ）を実施しました。			
自己点検評価			
【子育て支援課】 支援会員の高齢化及び活動内容の多様化も進む中、地域における会員同士の相互援助活動を円滑に実施することができました。			
【子ども育成課】 新たに2小学校区の運営を民間へ委託することで、市内6小学校区8クラブの運営を民間委託としました。			
今後の課題及び方向性			
【子育て支援課】 支援会員の高齢化及び活動内容の多様化もあり、依頼会員に対する支援会員の割合が少ないため、相互援助活動の調整が難しくなっていますが、子育て中の親が安心して子育てができるよう、地域住民による理解と協力のもとで相互援助活動を継続していきます。			
【子ども育成課】 民間事業者が有する知識や経験等を活用し、安定した児童コミュニティクラブの運営及び更なる質の向上を図ることを目的として、公立クラブの運営業務を、段階的に民間事業者へ委託化することを目指します。			

No.	28	所管課	子ども育成課
事業名	保育サービスの実施		
事業内容			
仕事と子育ての両立を図るため、保育の提供体制を確保できるよう保育所等の運営を支援するとともに、保育士等の確保対策を進め、安心して子育てができる環境づくりを進めます。			
R5年度の実施内容			
保育の提供体制の充実のため、保育士、保育補助者を雇用するため費用の補助を行い、10人の採用につながりました。また、保育士等の確保対策については、就職説明会を実施し、市内保育施設を紹介するホームページを作成しました。			
自己点検評価			
民間保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育施設に補助を実施しました。また保育所、認定こども園を対象とした就職説明会を計2回実施しました。			
今後の課題及び方向性			
令和6年4月1日現在で16人の待機児童が生じています。保育の提供体制を確保できるように保育所等へ運営の補助を継続するとともに、国が実施する保育士の処遇改善手当について適切に各施設に給付していきます。保育士等の確保対策については、効果的な手法等を検討及び実施していきます。			

No.	29	所管課	子ども育成課
事業名	子ども・子育て支援新制度利用者支援事業		
事業内容			
認定こども園、保育所、幼稚園等の施設サービスや多種多様化する子育て支援サービスの中から、各家庭の状況に応じた適切なサービスをコーディネートするための専門員を配置します。			
R5年度の実施内容			
教育・保育施設や多様化する子育て支援サービスを適切に利用できるよう、市役所窓口を始め健診事業などの事業実施先等で相談や助言等を実施しました。			
自己点検評価			
健診相談会場等での相談や助言の実施により、子育て支援サービスの適切な利用を促すことができました。			
今後の課題及び方向性			
多種多様化する子育て支援サービスの適切な利用へ向けた案内のため、引き続き健診事業関連部署等と連携を図りながら、相談会の実施や助言を行っていきます。			

No.	30	所管課	子ども家庭相談課
事業名	乳幼児発達（療育）相談の実施		
事業内容			
心身の発達に遅れや心配のある乳幼児とその保護者に対し、専門的な助言及び支援を行います。			
R5年度の実施内容			
発達に心配がある乳幼児及びその保護者に対し、発達（療育）相談を実施し、専門的な助言等を行うほか、フォローが必要な児童に対しては、フォロー教室の実施や継続面接を行い、保護者の了承を得た上で所属している園と課で相互的に情報共有をしました。また、年長児は保護者からの要請や了承を得た上で小学校への情報提供を行いました。また、専門的な指導が必要な児童に対しては、療育機関を案内するなど、ご家庭に即した支援の提供に努めました。			
自己点検評価			
母子保健担当及び保育所等と連携し、発達に心配がある乳幼児及びその保護者に対し、発達（療育）相談を実施する等、ご家庭に即した支援を提供することができました。相談終了後に保護者の方から「相談に来て良かった」「整理することができた」との言葉を頂くこともあります。			
今後の課題及び方向性			
発達（療育）相談を利用した児童の約半数が療育機関を利用しており、年々増加傾向にあります。福祉サービスを所管する関係課及び保育所等と連携を図りながら、発達に心配がある乳幼児及びその保護者に対する支援のあり方について研究を行っていきます。			

No.	31	所管課	青少年課
事業名	青少年健全育成団体と連携した親子参加型事業の推進		
事業内容			
青少年指導員、子ども会などの青少年健全育成活動や親子参加型事業を支援し、地域による子育て支援体制の醸成や家族でのコミュニケーション力の向上を図ります。			
R5年度の実施内容			
青少年指導員、子ども会(育成会)の活動支援を行うと共に、青少年指導員連絡協議会への委託により、少年地域体験学習事業を実施しました(8月～3月)。イモ掘り体験やマスのつかみ取り、お飾り作り教室などが各地区で行われたほか、全体事業として、サポセンフェスタ内で缶バッジ作り体験を実施し、親子等計1,076人の参加がありました。 令和5年10月1日(日)の伊勢原観光道灌まつりにおいて、市子ども会育成会連絡協議会(市子連)主催のイベント「コドモアソビバ～みんなであそぼう！子ども会」を伊勢原小学校で実施し、役員と子ども43人が運営に協力、また、594人が来場しました。 伊勢原市子ども会育成会連絡協議会(市子連)に登録をしている子ども会には、登録人数に応じ、市子連を通じて各地区子連(小学校区単位で組織された子ども会育成会連絡協議会)に地区活動育成金を交付し、その活動を支援しました。			
自己点検評価			
新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い制限が緩和され、人数制限等をすることなく開催することができ、コロナ禍前同様、多くの親子に事業に参加していただくことができました。親子で楽しめる事業となるよう、各地区で工夫を凝らした活動が行われています。 役員を担う大人の負担を減らしつつ、子どもたちがスタッフとして活躍できる場を作ることで、成功体験や自己肯定感の向上につなげることができました。			
今後の課題及び方向性			
青少年指導員、子ども会(育成会)役員の担い手不足が問題となっています。 青少年指導員連絡協議会、市子ども会育成会連絡協議会と連携を図りながら、引き続き、青少年健全育成活動や親子参加型事業を支援し、地域による子育て支援体制の醸成や家族でのコミュニケーション力の向上を図ります。			

No.	32	所管課	人権・広聴相談課
事業名	家族での男女共同参画に関する啓発活動及び相談・支援体制の検討		
事業内容			
料理や、料理以外も含めた家事全般や介護について、啓発誌やホームページの活用、講座の開催等により、男性の参加を促し、家庭での男女共同参画意識の向上を図ります。 また、家庭での男女共同参画に関する効果的な相談・支援のあり方について検討を行います。			
R5年度の実施内容			
令和6年1月に発行した男女共同参画を考える情報誌「ききょうフォーラム通信」第67号で、夫婦が本音で話せる魔法のシート「〇〇家作戦会議」（内閣府作成）を紹介しました。			
自己点検評価			
男女共同参画を考える情報誌「ききょうフォーラム通信」で、内閣府作成の夫婦が本音で話せる魔法のシートを紹介し、家庭での男女共同参画意識の向上を図ることができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、啓発誌やホームページ等の活用、講座の開催等により、家庭での男女参画意識の向上を図るとともに、男女共同参画に関する効果的な相談・支援のあり方について検討を行います。			

No.	33	所管課	介護高齢課
事業名	家族介護者教室		
事業内容			
家族介護者教室や介護者相談会を実施し、家族介護者の負担軽減を図るとともに、「介護は男女がともに担う」という意識の普及に努めます。			
R5年度の実施内容			
・家族介護者教室を開催し、介護保険制度や介護保険施設の種類についての説明、在宅での看取り等について講義を行いました。 ・介護は「男女ともに担う」という意識の普及に努めました。			
自己点検評価			
新型コロナウイルス感染症の5類移行や、新しいテーマによる講座の展開等により参加者数が増加したことに加え、高齢者（本人、家族を介護している人）から40～60代に至るまで幅広い世代の参加がありました。			
今後の課題及び方向性			
家族介護者への支援を充実させるため、以前行っていた施設見学の再開や、地域の実情に応じたテーマの再検討等を作業部会を通じて協議していく必要があります。			

No.	34	所管課	介護高齢課
事業名	介護保険サービス等の情報提供		
事業内容			
介護保険サービスや、仕事と介護の両立について情報を提供し、男女がともに介護を担う意識を啓発する。 仕事と介護の両立について、情報提供の在り方を検討し、提供内容の充実に努める。			
R5年度の実施内容			
市民等が地図情報やサービス種別等から介護資源等を検索できる介護情報検索システムの構築に向けた調査研究（必要な掲載情報や適した更新頻度など）を行いました。			
自己点検評価			
介護保険事業所等と情報交換を行い、上記の調査研究を行うことができました。また、市ホームページで情報提供をすることができました。			
今後の課題及び方向性			
調査研究により設定情報・運用方法等が確立したため、市ホームページに掲載し、令和6年7月に介護情報検索システムを本稼働させます。			

No.	35	所管課	介護高齢課
事業名	介護保険サービス事業の充実		
事業内容			
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防と介護基盤の整備を進め、介護保険制度の充実により、介護者の負担を軽減し、家族の介護参加を促進します。			
R5年度の実施内容			
第8期介護保険事業計画に基づく基盤整備に係る公募を実施しましたが、応募法人がいなかったため不調に終わりました。			
自己点検評価			
計画どおり実施できませんでした。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、介護保険事業計画に基づく基盤整備に向けた公募を実施するとともに、参入促進のため施設整備に対する補助制度についても併せて周知を行います。			

No.	36	所管課	社会教育課、健康づくり課
事業名	男性の家事参加促進講座		
事業内容			
公民館講座を活用し、男女がともに家事や育児を担う意識を啓発します。 また、食生活改善推進団体と連携して公民館等で男性が参加しやすい料理教室を開催し、料理の楽しさ、食に関する知識などの習得を図り、男性の家事参加を促進します。			
R5年度の実施内容			
【社会教育課】 男性の料理や子育て、家事参加を促進すべく、男性が参加しやすい講座内容を工夫した講座を実施しました。 ○講座実施回数：14回／参加者数：53人			
【健康づくり課】 食生活改善推進団体が公民館で「男の料理教室」等を開催し、男性の家事参加を促進しました。 調理実習を再開し、試食を行いました。 ○参加者数：108人			
自己点検評価			
【社会教育課】 珈琲のいれ方等、嗜好性の高い講座は男性に人気でした。また、パパ友を作り、交流する場を提供し、子育てへの参加を促す講座も実施できました。			
【健康づくり課】 調理実習を再開したことで、食生活改善推進員地区組織活動への参加者数は男女合わせて1,025人から1,218人に増えました。			
今後の課題及び方向性			
【社会教育課】 男性がより参加しやすい講座内容が課題です。様々な分野から興味を引く内容を検討し実施していきます。			
【健康づくり課】 男性参加者の増加をめざしPRをすすめ、また、後期高齢者増加に対し、高齢男性向けの内容について充実する必要があります。			

No.	37	所管課	子育て支援課
事業名	父親の育児参加情報の提供		
事業内容			
父子健康手帳の交付や両親教室の開催、子育てマップやチラシ配付などにより、父親の育児参加意識を醸成するとともに、社会における父親の育児参加への認知度を高めます。			
R5年度の実施内容			
妊娠届出時に保健師、助産師等の専門職が面接し、母子健康手帳交付時に、父子手帳を全数に配布しました。伴走型支援として、妊娠、出産、育児等に関する情報提供を行い、相談窓口について周知しました。また、妊娠期間に開催する教室で、沐浴や妊婦体験、育児について楽しんで学べる内容にしました。			
・母親父親教室 1コース（3日間）6回 父親参加 延125人 ・両親教室 9回 父親参加 136人 ・祖父母教室 2回 祖父参加 0人			
自己点検評価			
妊娠期間の教室に参加する父親が増えています。 父親向けの妊婦体験のほか、動画等を活用しながら、意見交換できる内容も取り入れて対応しました。			
今後の課題及び方向性			
メンタル既往や複雑な背景をもつ母親、未婚、家庭基盤が脆弱な支援が必要な家庭が増えています。 妊婦の実態把握に努め、個別の相談に応じながら、母子・父子健康手帳の交付、産前産後の育児支援を行っていきます。父親が母子保健事業に参加する機会が増えています。父親も同様に育児参加できる情報提供や相談に応じていきます。			

No.	38	所管課	職員課
事業名	市役所のハラスメント防止対策		
事業内容			
伊勢原市職員のハラスメント防止に関する要綱に基づき、セクハラ、パワハラ、マタハラなどのハラスメントの防止に努めます。			
R5年度の実施内容			
(1)新たに苦情・相談窓口職員を選任し、相談体制を整備しました。 (2)ハラスメント相談体制について職員に周知するとともに、職場におけるハラスメント防止対策等について通知及びリーフレット等を庁内へ通知しました。			
自己点検評価			
(1)計画どおり苦情・相談窓口職員を選任しました。 (2)計画どおりハラスメント防止対策等について通知を行いました。また、安全衛生委員会（その他事業所）において相談件数の公表を行いました。			
今後の課題及び方向性			
次年度に向けては、ハラスメント苦情・処理窓口職員及びハラスメント苦情処理委員会委員を対象としてハラスメント相談員研修を実施し、適切に各種相談に対応できるよう技術の習得を図ります。 また、継続してハラスメントの防止について通知し、ハラスメントのない職場づくりを行います。			

No.	39	所管課	障がい福祉課
事業名	こころの健康づくり推進事業		
事業内容			
精神的なストレスやさまざまなこころの問題を解決し、自殺に追い込まれることのないよう、こころの健康を支援する地域づくりを推進するため、こころサポーター養成研修や普及啓発活動を実施します。			
R5年度の実施内容			
労務安全衛生協会及び行政職員、学生、障がい福祉関係事業所等を対象に養成講座（5回、181人参加）を行い、自殺の現状、こころの健康に関する知識、傾聴方法等を学び、適切な相談窓口につなぐことができるゲートキーパー（こころサポーター）を養成しました。また、自殺予防週間（9月）、自殺対策月間（3月）では市庁舎内や公民館等に啓発コーナーを設け、啓発物品を1,900個配布した他、はたちのつどい・成人式で啓発パンフレットの配布を行いました。			
自己点検評価			
地域のネットワークの担い手・支え手となる人材育成として、ゲートキーパー（こころサポーター）養成講座を幅広い年代、職種に実施したほか、若者への取組としてはたちのつどい・成人式で啓発パンフレットを配布するなど、自殺対策を支える人材の育成及び啓発・周知を図ることができました。令和5年における市内自殺者数は前年同数であり、引き続き、人材の育成や周知を行うとともに、予防のためのこころの健康づくり推進が必要と考えます。			
今後の課題及び方向性			
若者への取組として小中学生に向け、こころの健康保持に関する教育や啓発・情報提供等の取組について検討していくほか、引き続き地域に幅広くゲートキーパーの要請を行ってまいります。			

No.	40	所管課	健康づくり課
事業名	男女で学ぶ健康講座		
事業内容			
生活習慣病や予防教室、運動教室などの場を活用し、ライフステージにおける身体の変化やメンタルケアの必要性など、健康に関する知識の習得を促進します。			
R5年度の実施内容			
後期高齢者を対象にしたフレイル予防教室やミニサロン、百歳体操サポーター養成講座等の機会に、加齢による身体の変化を含め、健康に関する講話を実施しました。（高齢者フレイル予防事業7回1コース延べ参加者数132人、百歳体操サポーター養成講座3回1コース 参加者数延べ38人）			
自己点検評価			
ライフステージにおける身体の変化の視点から、新たに取り組み内容として講座を追加しました。今後評価していきます。フレイル予防事業については、質問票による前後比較で参加者の7割に改善がみられたため、毎年度実施していくことで効果の広がりをすすめる必要があります。			
今後の課題及び方向性			
講座受講後に地域において講座で学んだ内容を継続できるよう、地域活動を進めていく人材養成をさらにすすめていく必要があります。また、健康講座としては今後対象年齢の拡大についての検討も必要です。さらにこの検討にあたっては健康づくりの内容（運動教室等）により他課との連携の必要性があるため、今後の課題となります。			

No.	41	所管課	健康づくり課
事業名	健康支援に関する情報提供		
事業内容			
広報いせはら、市ホームページ、いせはら健康家族カレンダーを活用し各種検診の周知を図り、疾病予防に関する情報の提供に努めます。また、専門機関が実施する各種の健康相談、エイズ相談、精神保健相談などの情報を提供します。			
R5年度の実施内容			
広報いせはら、市ホームページ、いせはら健康家族カレンダーを活用して、各種検診や予防接種の周知を図りつつ、広報いせはらの特集記事で感染症予防に関する情報提供に努めました。また、資料の配架により平塚保健福祉事務所秦野センターが実施している各種の健康相談、エイズ相談、精神保健相談などを情報提供し、相談対応時には個別に適切な相談機関を紹介しました。			
自己点検評価			
滞りなく情報提供を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
広報いせはら、市ホームページ、いせはら健康家族カレンダーに加え、SNS（くらし安心メール、LINE）の活用等で各種検診や予防接種の周知を図ります。相談対応時には適切な情報を提供していきます。			

No.	42	所管課	健康づくり課
事業名	疾病予防事業の充実		
事業内容			
がんや生活習慣病の予防・早期発見・早期治療の観点から、特定健康診査及び健康診断や各種がん検診を実施するとともに、保健師や管理栄養士による健康相談・健康教育を推進します。			
R5年度の実施内容			
がん検診の受診者は 14,771人、受診率は 6.15%です。 一般健康診査（後期高齢者）受診者は4,944人、受診率は 32.3 %です。 保健師による健康相談・健康教育の参加者数は 2,061人、栄養士による食育教育・食育相談の参加者数は、3,741 人です。			
自己点検評価			
がん検診・一般健康診査（後期高齢者）受診率は前年と比べ減少しました。保健師・栄養士による健康相談・健康教育の参加者は地域へ出向く機会が増えたことで増加しました。			
今後の課題及び方向性			
がん検診・一般健康診査（後期高齢者）の受診率の増加に向け、ホームページや広報、SNS（くらし安心メール、LINE）の活用、いせはらシティプロモーションコーナーを活用し引き続き普及・啓発に努めます。			

No.	43	所管課	スポーツ課
事業名	スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり		
事業内容			
心身両面にわたり男女の健康保持増進を図るため、総合型地域スポーツクラブの継続的な運営支援等により、運動・スポーツ活動の機会を提供します。			
R5年度の実施内容			
総合型地域スポーツクラブの「伊勢原・ふれすぽ」「東海大学健康クラブ」に運営支援を行いました。「伊勢原・ふれすぽ」は会員150人延べ3,305人が参加しました。「東海大学健康クラブ」は市民健康スポーツ大学を開催し、市民会員65人延べ801人が参加、ウィークデースポーツ教室は延べ962人が参加しました。			
自己点検評価			
各総合型地域スポーツクラブにおいて、毎月の運営委員会にオブザーバーとして出席し、各種スポーツ教室やスポーツイベントなどを市広報紙やホームページで周知するなどの運営支援を行い、誰でもいつでも運動・スポーツ活動ができるような環境づくりや機会の提供をすることができました。			
今後の課題及び方向性			
年齢や性別に関係なく、誰でも気軽に参加できるような地域に身近なスポーツクラブとして活動ができるよう、地域の企業からの支援や市の運営支援などが引き続き必要であると考えます。			

No.	44	所管課	子育て支援課
事業名	妊産婦健診費用助成		
事業内容			
妊産婦の健康管理を行い、母子に対する支援を強化するとともに、健診費用助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。			
R5年度の実施内容			
妊娠中の健康管理のため、妊娠届出時に保健師、助産師等の専門職が面接し、妊婦健康診査補助券を配布するとともに受診勧奨を行いました。令和5年度より妊婦健康診査補助券の額を、6万円から7万8千円に引き上げました。 母子健康手帳交付数 674件 妊婦健康診査受診率 78.2%			
自己点検評価			
補助金額は全国平均には届いていないため、引き続き検討が必要です。また、受診率を高めるよう、母子健康手帳交付時面接での声かけ等、受診の啓発に努めていきます。			
今後の課題及び方向性			
母胎の健康管理のための受診勧奨を強化すると共に、健診補助額の検討を引き続き行い、経済的負担軽減を図っていきます。			

No.	45	所管課	子育て支援課
事業名	不妊等に関する支援		
事業内容			
不妊等に関する相談、情報提供及び不妊・不育症治療に関する費用助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。			
R5年度の実施内容			
不育症、不妊症治療に関する情報提供や、費用助成についての周知を行いました。 助成実績は、不育症 0件、一般不妊治療費助成 6件でした。			
自己点検評価			
令和4年4月から不妊治療費が医療保険となり、助成対象とする人工授精等が保険適用となったことから、申請者数が減少しました。			
今後の課題及び方向性			
一般不妊治療費助成事業は、令和5年度で終了とします。不妊治療費助成について、先進医療分（保険適応となる体外受精・顕微授精と併用した保険適応外治療のうち国が先進医療と認めたもの）の助成事業開始について検討し、経済的負担の軽減策について検討していきます。			

No.	46	所管課	教育指導課
事業名	小中学校での性に関する指導		
事業内容			
学習指導要領に則り、各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、心と体の両面から、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で性に関する指導を進めます。 保護者や地域の理解を得ながら、「性」に関する正しい理解を学校全体で共通理解を図って身に付けるよう指導します。			
R5年度の実施内容			
・ 小学校4年体育（保健分野）の「思春期の体の変化」において、また、1～6年生においては、「いのちの学習」として、性に関する学習を行いました。 ・ 中学校の保健体育「心身の発達と心の健康」「健康な生活と病気の予防」において性に関する学習を行いました。			
自己点検評価			
学習指導要領に則り、各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、心と体の両面から、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で性に関する指導を進めることができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、学習指導要領に則り、各教科、道徳科、特別活動等の学校教育活動全体を通じて、心と体の両面から、児童生徒の発達段階に沿った時期と内容で性に関する指導を進めます。一方、保護者や地域への理解を得るためにどのような取り組みが有効なのか、引き続き検討を進めて参ります。			

No.	47	所管課	人権・広聴相談課、福祉総務課
事業名	性犯罪、ストーカー被害者の相談・支援		
事業内容			
伊勢原被害者支援ネットワークやかながわ犯罪被害者サポートステーションを活用し、警察署等関係機関との連携により、被害者の精神的な支援などに努めます。			
R5年度の実施内容			
【人権・広聴相談課】 犯罪による被害でお亡くなりになったり、重傷病になったり、性犯罪に遭われた場合に、経済的支援、日常生活支援、住居支援、専門相談支援をそれぞれの規定の中で、支援する犯罪被害者等支援施策を令和5年6月に施行しました。広報いせはらを始め、市ホームページ等で周知するとともに、リーフレットを作成し、相談窓口や公共施設への配架、県内警察署へ配架いたしました。また、11月に伊勢原駅前で街頭キャンペーンも行いました。			
【福祉総務課】 令和5年度はストーカー規制法対象の相談を2件受けました。護身のための情報提供や専門相談機関の案内を行い、被害の拡大防止に努めました。			
自己点検評価			
【人権・広聴相談課】 令和5年6月に犯罪被害者等支援施策を施行し、広報いせはらやホームページへの掲載のほか、作成したリーフレットを窓口や関係機関へ配架する等、広く周知を行うことができました。			
【福祉総務課】 関係機関と連携しながら、被害者人の意思を尊重した支援を行いました。			
今後の課題及び方向性			
【人権・広聴相談課】 引き続き伊勢原被害者支援ネットワークやかながわ犯罪被害者サポートステーションを活用し、関係機関との連携し、被害者の精神的な支援を行います。			
【福祉総務課】 関係機関との連携はもとより、相談者に寄り添い、本人の意志を尊重し必要な支援を行います。			

No.	48	所管課	人権・広聴相談課
事業名	DV防止に向けた啓発活動		
事業内容			
配偶者等からの暴力を未然に防止するため、デートDVを含め、DV防止に関する啓発を市の広報紙等を活用して行います。			
R5年度の実施内容			
「若年層の性暴力被害予防月間」（4月1日～30日）、「男女共同参画週間」（6月23日～29日）、「女性に対する暴力をなくす運動」（11月12日～25日）に合わせ、市役所1階市民ホールにおいてパネル展示を行うとともに、広報いせはらにDV防止に関する啓発記事を掲載して、DV相談窓口の周知に努めました。 市民協働事業として、国際ソロプチミスト伊勢原とともに啓発用ポケットティッシュを作成し、いせはら男女共同参画フォーラム開催時等で配布しました。			
自己点検評価			
各月間・週間の期間に合わせて、広報やホームページ等の活用のほか、市民協働事業としてもDV防止に関する啓発活動を実施することができました。			
今後の課題及び方向性			
各月間・週間の時期に合わせて、市ホームページやいせはら暮らし安心メール、市公式LINE等を活用し、引き続き啓発活動を行います。 また、国際ソロプチミスト伊勢原との市民協働事業についても、継続して事業を実施します。			

No.	49	所管課	福祉総務課
事業名	DV被害者に対する相談体制		
事業内容			
配偶者等からの暴力は、家庭内で行われることが多いため、外部からの発見が難しく潜在化しやすい傾向にあります。被害者だけでなく、同居する子どもにも情緒不安定になったり、心身にいろいろな影響が現れたりもします。児童虐待防止法では、子どもが両親の間の暴力を目撃することは、子どもへの虐待になるとされています。 関係部署と連携し、被害者それぞれの事情に応じた的確な情報提供と支援ができるよう、相談員の資質向上に努め、被害者がいつでも安心して相談できる体制の充実を図ります。			
R5年度の実施内容			
・女性相談員を2人配置とし、窓口だけでなく、DV相談専用電話の設置により相談しやすい体制を整えました。 ・県等が実施する相談員研修等に相談員、職員（管理職）が参加し、事例検討等を行い、質の向上を図りました。 ・相談者に寄り添い、相談内容を傾聴し、県の関係機関他、庁内関連部署と連携を図ることにより、状況に応じた適切な対応を取りました。			
自己点検評価			
被害者が安心して相談できる体制を整えた一方で、DV相談件数は令和4年度の275件から令和5年度は224件と51件の減でした。単純にDVが減っているのであれば喜ばしいことですが、減の理由として考えられる事は、国が行う24時間電話相談、メールやチャットによる相談、県が行うLINE相談、多言語相談など、近年の相談窓口の増加や相談方法の多様化により相談先の選択肢が増えたことが考えられます。			
今後の課題及び方向性			
DV防止法が制定され被害者への手厚い支援や保護が進む一方で、DVなのか微妙なラインにある、家庭内の不和についての相談が増加しています。DV相談は被害者一方からの話を聞き、支援体制をとるといった性質から相手方を加害者として捉えてしまうため、相談員の高度な資質と慎重な対応が求められています。 法令制度に則って、相談員だけでなく一つのケースに組織で適切に取り組んでまいります。			

No.	50	所管課	福祉総務課
事業名	DV被害者の安全確保		
事業内容			
配偶者等からの暴力は、被害者の心身に危険が及ぶ場合があることから、緊急の場合には確実・迅速に避難し、安全を確保します。また、被害者に関する情報が相手方に漏洩しないよう、関係機関と連携し、秘密保持に万全の体制を図ります。			
R5年度の実施内容			
一時保護施設に避難せずに安全を確保したいという相談者の考えから、令和5年度の一時的保護件数は0件でした。			
自己点検評価			
本来DV相談は被害者を相手方から避難させることを前提に、保護や自立支援を行います。仕事は辞めたくない、子どもの生活環境（学校等）を変えたくない、一時保護施設の不自由さ等を理由に施設入所を拒むといった相談者のニーズに変化が見られます。			
今後の課題及び方向性			
一時保護施設入所に伴い、奪われる自由として携帯電話の使用禁止、外出や外部の者とも接近も禁じられています。被害者に関する情報の漏洩防止、秘密保持といった万全体制の維持から条件を緩めることはできません。 要保護性の高い被害者が本人自身の決定により安全に避難できるよう、正しい情報提供と秘匿性に配慮した相談支援に努めてまいります。			

No.	51	所管課	福祉総務課
事業名	DV被害者の自立支援		
事業内容			
被害者が安心して自立した生活を送るためには、心理的、経済的な問題をはじめ、就労、子どもの就学などさまざまな課題があります。被害者に各種支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携をしながら、被害者の立場に立ち、切れ目のない支援に努めます。			
R5年度の実施内容			
被害者の秘密を守ることを前提に、被害者の立場に立って共に問題解決を図ろうとする援助者として情報提供や助言・指導などを行いました。 相談受理件数224件のうち、個人情報に配慮しつつ他の所管部署・機関と調整を図ったものが164件あり、223カ所の部署・機関と連絡調整を行いました。主な部署・機関には、市役所内の関係部署、県DV支援センター、児童相談所、警察署、他市町村、医療機関、民間保護施設などです。			
自己点検評価			
被害者が安心して自立した生活を送るため、心理的、経済的な問題をはじめ、就労、子どもの就学などさまざまな課題に対し、各種支援に関する情報提供を行うとともに、関係機関と連携をしながら、被害者の立場に立った支援に努めました。			
今後の課題及び方向性			
女性をめぐる課題はDV、生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化しています。 令和6年4月1日より施行された、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため新法『困難な問題を抱える女性の支援に関する法律』にもとづき、相談員だけでなく1つ1つのケースに組織で取り組むとともに、これまで以上に関係機関や民間団体と協働し、包括的な支援を円滑に地域で展開できるよう努めてまいります。			

No.	52	所管課	子ども家庭相談課
事業名	児童虐待への対応及び発生の未然防止		
事業内容			
要保護児童対策地域協議会を基盤とした関係機関連携により、児童虐待への対応及び児童虐待防止のための研修会や啓発を行い、発生の未然防止を努めます。			
R5年度の実施内容			
要保護児童対策地域協議会の円滑な運営を行い、関係機関と連携し虐待対応、高校出前講座や児童虐待防止の展示などの普及・啓発を行い、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めました。 令和5年度新規通告件数：要保護児童214件／要支援児童60件／特定妊婦23件 令和5年度継続件数：要保護児童237件／要支援児童91件／特定妊婦3件 要保護児童対策地域協議会：代表者会議1回／実務者会議2回／全ケース把握会議12回 個別ケース検討会議436回			
自己点検評価			
要保護児童対策地域協議会の円滑な運営により関係機関と連携し、児童虐待防止に係わる普及啓発事業の実施や、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めました。			
今後の課題及び方向性			
子育ての支援拠点となる市役所分庁舎が令和7年度に整備されることに合わせて、こども家庭センターを設置するとともに、家庭支援事業の充実等に向け、準備・研究を行ってまいります。			

No.	53	所管課	介護高齢課
事業名	高齢者虐待の防止		
事業内容			
関係機関等からなる高齢者・障がい者虐待防止ネットワークの活用、地域包括支援センター等と連携し、家族介護者教室や相談会などの家族介護支援事業の実施により、虐待の防止に努めます。また、相談や早期の発見に対応して、関係機関と連携して被害者と養護者の支援に努めます。			
R5年度の実施内容			
虐待案件の早期対応に努めるとともに、家族介護支援事業や普及啓発、人材育成の研修を実施しました。 ・介護事業所向け高齢者虐待防止研修会（参加者数：84人） ・一般市民向け研修 アンガーマネジメント研修会（参加者数：77人）			
自己点検評価			
伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワークの活動として計画した、年2回の暴力防止に関する意識啓発活動を計画どおり実施しました。計画の中で参加人数の目標は設定していませんが、研修参加者数は令和4年度137人から令和5年度は142人と増加しており、より広く啓発活動を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
3年ごとの高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定時等の機会をとらえ、家族介護の実態把握を行います。 また、引き続き、高齢者に関する相談の対応、家族介護支援事業に取り組み、関係機関と連携して高齢者虐待の防止、早期発見及び対応に努めます。			

No.	54	所管課	障がい福祉課
事業名	障がい者虐待の防止		
事業内容			
障害者虐待防止センターを設置し、養護者等による虐待に関する相談、通報、届出の受理及び虐待防止のための普及啓発活動を実施します。			
R5年度の実施内容			
虐待の発生予防及び早期発見・早期対応をするため、一般市民に対する啓発周知活動や、関係事業所職員を対象とした研修会等の実施に努めています。 ・障害者虐待防止研修会の実施（令和5年12月22日（金） 権利擁護部会 35人） ・障害者週間街頭キャンペーン（令和5年12月6日（水） 伊勢原駅北口・南口 44人） ・障がい児者の虐待防止についての勉強会（令和5年6月9日（金） 権利擁護部会 28人、令和5年11月16日（木） グループホーム連絡会 32人）			
自己点検評価			
令和5年度は、コロナ禍で実施することが出来ていなかった障害者週間街頭キャンペーンを4年ぶりに実施しました。当日は当事者16人もキャンペーンに参加し、障がいに対する関心や理解を深めるための取組を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
引き続き、権利擁護部会を中心に地域の課題について調査・研究し、関係機関と連携して虐待防止のための普及啓発に取り組んでまいります。			

No.	55	所管課	人権・広聴相談課
事業名	性の多様性に関する意識啓発活動		
事業内容			
市ホームページ等を活用し、性の多様性に関する意識啓発を推進します。			
R5年度の実施内容			
性的マイノリティ・事実婚カップルの生きづらさや困難の解消を図るため、2人の市民がその自由な意思により、お互いがパートナーであることを自治体に宣誓し、自治体が宣誓書の受理を証明するパートナーシップ宣誓制度の運用を令和5年7月から開始しました。これに合わせて、広報いせはら令和5年7月1日号（No.1271）や市ホームページ等で制度の周知を行いました。また、いせはら男女共同参画フォーラムのテーマの大枠を「性の多様性」としました。			
自己点検評価			
令和5年7月からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始し、広報やホームページ等で制度の周知を行いました。また、いせはら男女共同参画フォーラムのテーマの大枠を「性の多様性」とし、性の多様性に関する意識啓発を行うことができました。			
今後の課題及び方向性			
性的マイノリティ・事実婚カップルの生きづらさや困難の解消を図るため、広報やホームページ等でパートナーシップ宣誓制度の継続的な周知を行いつつ、各種機関の制度への理解の促進を図ることが必要と考えます。また、引き続き、国や県と連携しながらホームページ「性的少数者（性的マイノリティ）の人権」に最新情報を掲載することで意識啓発を行います。			

No.	56	所管課	人権・広聴相談課
事業名	パートナーシップ宣誓制度の運用		
事業内容			
性的マイノリティや事実婚のカップルの生きづらさや困難の解消を図るため、パートナーシップ宣誓制度を運用します。			
R5年度の実施内容			
制度の周知を図るため、リーフレットや窓口配布用の手引きを作成し、令和5年7月から運用を開始しました。また、医師会や商工会、不動産会社などにも可能な限りご家族と同等の扱いをしていただく旨のお知らせをさせていただいたほか、広報いせはらや市ホームページに記事を掲載しました。 また、制度を利用している人が転入・転出する場合に生じる負担の軽減（宣誓に必要な提出書類の簡略化）を図るため、県内の6市3町1村と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結しました。			
自己点検評価			
令和5年7月からパートナーシップ宣誓制度の運用を開始し、医師会や商工会をはじめ、各種機関でも可能な限り家族と同等の扱いをしていただく旨の周知・依頼をし、制度への理解に努めました。 また、制度利用者の転入・転出に係る負担の軽減を図るため、県内の6市3町1村と「パートナーシップ宣誓制度に係る自治体間連携に関する協定」を締結することができました。			
今後の課題及び方向性			
制度運用後の宣誓件数が少ないため、パートナーシップ宣誓制度を効果的に周知する方法について検討を行いつつ、各種機関の制度への理解の促進を図ります。			

No.	57	所管課	福祉総務課
事業名	包括的支援体制整備事業		
事業内容			
複雑・複合化する福祉課題に対応するため、ワンストップによる対応ができる包括的な相談窓口の設置の検討を進めます。 また、包括的な相談窓口の運営を円滑に行うため、全世代を対象とする生活支援協議体の各地域への構築を検討します。			
R5年度の実施内容			
令和7年度に包括的な相談窓口を設置することを目標に事業を進めています。 令和5年度は先進自治体へのヒアリング等を行うとともに、社会福祉に関する事項について調査・審議を行う社会福祉審議会において各委員から意見を伺いました。ヒアリングでは、準備段階で取り組んだことや、複合的課題にどのような体制で相談対応されているかなどを伺いました。			
自己点検評価			
事業実施に向けた準備を進めていますが、検討段階まで至っておりません。			
今後の課題及び方向性			
複合的課題や制度のはざまの問題など分野をまたいだ課題に対応していくため包括的支援体制整備事業について、段階的に準備・検討を進め、人口減少など社会構造の変化を見据えた地域共生社会の構築につなげます。 具体的な事業展開として、国から示された①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの柱をもとに進めていきます。①相談支援については、本人、世帯の属性にかかわらず受けとめる相談支援として、包括的な相談窓口の設置を目指します。②参加支援については、社会から孤立傾向にある者に対して、社会とのつながりを回復できるようサポートします。③地域づくりに向けた支援については、多様な地域活動が生まれやすい環境を整備し、社会的孤立の発生を予防します。			

No.	58	所管課	生活福祉課
事業名	生活困窮者自立支援事業		
事業内容			
生活保護に至る前段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施し、住居確保給付金の支給や家計改善事業の実施など様々な支援を行い、生活困窮状態からの早期自立を支援します。			
R5年度の実績内容			
生活相談に訪れた相談者57人に対し、聞き取りによって現状の生活状況を正確に把握し適切な助言を行うとともに、必要に応じて、住居確保給付金や家計改善事業の利用について案内を行いました。住居確保給付金支給事業は、離職中に家賃の支援を行い安心して就労活動に専念できる制度で、最長9カ月間利用でき、5件の実績がありました。家計改善事業は、家計に課題を抱える生活困窮者等に専門的な助言や指導を行うことにより、早期の生活再生を目指し、対象者12人に対し、延べ93回の利用がありました。			
自己点検評価			
生活保護に至る前段階の対象者に対して、生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談を受付、その状態に応じて、住居確保給付金支給事業や家計改善事業などの任意事業を案内し、生活困窮者の自立支援を図りました。住居確保給付金支給事業については、申請要件の緩和が令和4年度末をもって終了したこともあり、前年度より件数が減少しました。家計改善事業については、専門家による支援によって、債務整理などを行うことにより、生活の改善が図られました。			
今後の課題及び方向性			
市のホームページや広報いせはらにて制度内容を周知していますが充分ではないため、今後は県と連携するなどして制度の周知徹底を図っていきたいと考えています。			

No.	59	所管課	生活福祉課
事業名	子ども学習支援事業		
事業内容			
生活困窮者世帯の子どもを対象にコーディネーターを配置し、教育・生活相談等を適宜行い、基礎学力の向上を促し学習習慣を育みます。 また、学校生活や家庭生活等の環境的な側面に学習の阻害要因がある場合には、個別に対応する等、必要に応じて関係機関との連携を図りながら総合的な支援を行います。			
R5年度の実績内容			
昨年度に引き続き、事業者と調整を行い、新型コロナウイルス感染症への対策を講じながら事業実施に取り組みました。また、市内の小中学校や生活福祉課窓口で経済的な理由等で学習塾を利用できないご家庭のいるお子さんを対象としたチラシを配布、設置するなどし、対象者拡充のための事業の周知を行いました。			
自己点検評価			
対象者数31人に対し、参加者一人ひとりの状況に合わせた個別支援を実施し、基本的な学力を身につけるとともに、子どもの生活習慣の改善及び社会的自立を支援しました。			
今後の課題及び方向性			
生活保護世帯、生活困窮者世帯へ事業の周知を行い、より多くの参加者に学習支援を行い、高校進学率の向上に努め、社会的自立を促進することで、生活困窮からの脱却を図ります。			

No.	60	所管課	青少年課、福祉総務課
事業名	ひきこもりからの自立支援		
事業内容			
ニートやひきこもり、不登校といった社会生活を円滑に営む上での困難を有する者に対する相談・支援体制を構築するとともに、神奈川県ひきこもり地域支援センターや県央地域若者サポートステーションとの連携を推進し、本人への就労支援等をはじめ、ひきこもりに悩む家族を支援します。			
R5年度の実施内容			
【青少年課】			
電話や対面での相談に適宜応じたほか、若者のひきこもり支援に向け、関係機関との連携体制を推進するためのプラットフォーム（支援体制の基盤・ネットワーク）づくりを行いました。また、ひきこもり状態にある若者への理解を深めるため、青少年指導員、民生委員・児童委員等を対象に、専門家及びひきこもり経験者による講演会を開催しました（令和5年11月23日）。神奈川県ひきこもり地域支援センター主催の「当事者のための居場所づくり（令和5年10月12日）」に協力したほか、10～20歳代のひきこもり・不登校当事者を対象とした居場所「アオハルルーム」及び保護者を対象とした「午後カフェ」を試行的に各4回ずつ開催し、計20人の参加がありました。			
【福祉総務課】			
令和5年度は30歳以上65歳未満の方からの、ひきこもりからの自立支援等の相談はありませんでした。県ひきこもり支援市町村連携会議に出席し、県、市町村の支援事例等情報共有を図りました。			
自己点検評価			
【青少年課】			
より適切な相談・支援ができるよう、関係機関と連携を図るためのプラットフォームを設置することができました。ひきこもり・不登校の本人及びその保護者のための居場所を試行的に実施したところ、ニーズがあることが分かり、令和6年度以降、本格実施をすることとしました。			
【福祉総務課】			
他市の事例等を担当者から直接聞くことで、今後の支援体制について検討する事ができました。			
今後の課題及び方向性			
【青少年課】			
市内におけるひきこもりの現状や支援ニーズの把握ができていないため、令和6年度に実態調査を行う予定です。調査結果に基づき、今後の支援の方向性や施策の検討を行っていきます。			
【福祉総務課】			
保健・福祉全般に関する総合相談窓口として話を傾聴し、要望に応じた窓口の案内を行い、必要に応じて神奈川県ひきこもり地域支援センターなど専門相談機関を紹介するとともに県の事業周知に協力していきます。			

No.	61	所管課	青少年課
事業名	子ども・若者相談		
事業内容			
子ども・若者及びその保護者からの相談を受け、助言をするとともに、問題解決に向け関係機関との連携を図ります。また青少年指導員や青少年相談室補導員らと連携し、非行・被害防止活動等を実施します。			
R5年度の実施内容			
青少年相談員による、電話・電子メール・対面相談を実施しました。また、夏休み前後のヤングテレホン延長相談や11月の子ども・若者育成支援強調月間に伴う出張型青少年相談などを実施し、相談件数は計29回でした。 青少年相談室補導員による街頭指導は、警察との愛のパトロールを含め、368回実施し、従事者は延べ657人、補導件数は0件でした。 7月の青少年非行・被害防止強調月間に合わせて、未成年の喫煙防止、スマートフォン等の適正な利用、薬物乱用防止に係る啓発チラシを作成し、小学校5年生～高校生に配布した他、伊勢原駅前等で街頭キャンペーンを実施しました。			
自己点検評価			
ヤングテレホンの延長相談や出張型相談室の実施の際には、市内中・高生全員にチラシを配布し、青少年相談の周知に努めました。 街頭指導については、4年ぶりに警察少年補導員との合同パトロールを行った他、年末に徒歩での伊勢原駅周辺パトロールを実施するなど、コロナ禍明けに対応した方法での実施をすることができました。			
今後の課題及び方向性			
相談件数は社会動向等により増減すると思われませんが、子ども・若者が心身共に健やかに成長するためには、気軽に且つ信頼できる相談先を確保しておく必要があります。夏休み明けや年度の変わり目など、悩み事を抱えやすくなる時期を中心に、市公式SNS等を活用し、周知を図っていきます。 補導件数は0件が続いていますが、非行・被害の早期防止には日々のパトロールが良い抑止力となることから、関係機関と連携し、継続して実施します。			

No.	62	所管課	教育センター
事業名	教育相談		
事業内容			
伊勢原市内に在住・在学の児童生徒についての教育相談（学校不適応・家庭教育等）を、本人や保護者又は教職員などから受けます。			
R5年度の実施内容			
教育センターにおける教育相談では、小中学校にスクールカウンセラーを配置するほか、スクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と協働しながら児童生徒やその保護者の支援を実施しています。令和5年度は、訪問型家庭支援事業費（スクールソーシャルワーカー等に係る予算）を教育相談事業費へ統合することで、教育センター内の教育・心理・福祉の専門性をより有機的に活用する環境が整い、総合的・効果的に児童生徒の相談支援事業を推進することが可能となりました。 ・教育センター教育相談延べ件数：2,271件 ・小学校スクールカウンセラー相談延べ件数：3,748件、休み時間に児童が自由に入出りできるオープンスペース実施：143回 ・スクールソーシャルワーカー活動延べ件数：2,485件			
自己点検評価			
教育センターでの教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談では、学校とともに児童生徒の抱える課題に対して、行動観察などを通して早期発見し、その状況を心理的にアセスメントしたうえで保護者や児童生徒への面接を実施するなどの早期対応ができています。 就学相談では、就学前の児童の状況を的確に把握し、その結果学校が一人ひとりに合った対応を進めることにつながっています。またその内容は保護者承諾のもと小学校スクールカウンセラーとも共有され、切れ目のない支援につながっています。 スクールソーシャルワーカーは、学校やスクールカウンセラー、センター教育相談員などとの情報共有の中で、家庭環境などに心配があるようなケースに対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いてアセスメントを行い、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援をしながら課題の解決につなげることができています。 以上のような教育センター内の教育・心理・福祉の専門性をより有機的に活用する環境が整ったことで、相談支援を必要とするケースに対して、多面的な専門性の視点から適切な情報共有や切れ目のない支援を構築することができました。			
今後の課題及び方向性			
コロナ禍がもたらした生活環境や人間関係の変化が子どもたちや保護者にもたらした影響による相談支援のニーズの増加に対応するために、相談支援に関わる専門的な人材の配置を今後も適正に行います。また、関係機関との連携を図ったり、相談支援の方法などを工夫したりして、子どもたちの成長のためにより良い支援を実施していきます。			

No.	63	所管課	障がい福祉課
事業名	障害児相談支援		
事業内容			
障がい児や発達に不安のある子どもに対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援を行います。			
R5年度の実施内容			
地域の障がい児相談支援体制の充実・強化を図るため、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の相談支援部会、こども支援部会において、以下の取組を実施しました。 ・勉強会【意思決定支援について】相談支援部会（令和5年5月8日（月）：39人） ・相談員等スキルアップ研修【GSV手法を使った研修会】相談支援部会（令和5年6月6日（火）：22人、令和5年7月19日（水）：23人、令和5年11月11日（水）：20人、令和6年2月9日（金）：20人） ・事例検討会（発達障害とひきこもりの支援について）相談支援部会（令和5年9月13日（水）：22人） ・事業所見学ツアー 相談支援部会・こども支援部会合同（令和5年10月25日（水）：33人）			
自己点検評価			
令和5年度は、グループ討議で出た意見に対して、外部講師から講評をいただく形式の事例検討会を初の試みとして実施しました。他にも相談員等スキルアップ研修や事業所見学ツアーを実施しました。新型コロナの5類移行に伴い、相談員同士が顔を合わせる研修機会が増え、相談員の連携強化及びスキルアップを図ることが出来ました。			
今後の課題及び方向性			
児童通所サービスの利用者数は増加傾向で、相談件数も増加している状況にあり、相談支援員の充足と共に資質向上も必要となります。引き続き相談支援部会において、地域の相談支援体制の充実・強化に取り組んでまいります。			

No.	64	所管課	介護高齢課
事業名	高齢者総合相談		
事業内容			
高齢者や介護者に対して、介護、健康、医療など様々な面から総合的に支え、困難事例や権利擁護を必要な場合に、支援・助言を行います。			
R5年度の実施内容			
高齢者や介護者から500件ほどの相談があり、相談内容に応じて通院支援や金銭管理などの支援及び助言を行いました。			
自己点検評価			
必要に応じて関係各課や地域包括支援センター等と連携するなど相談者の意向に沿った対応を行いました。			
今後の課題及び方向性			
高齢者と同居している家族も支援が必要となる場合が増えていますが、引き続き、高齢者や介護者からの相談に対応し、支援及び助言を行います。			

No.	65	所管課	子育て支援課
事業名	ひとり親家庭の養育費に関する支援		
事業内容			
子どもの貧困対策に関し、離婚等によるひとり親家庭に対し、子どもの利益を最優先に考慮するため、神奈川県と連携しながら必要な支援を行います。			
R5年度の実施内容			
離婚等によるひとり親に対し、子どもの権利としての養育費の取決めから受取について、神奈川県と連携しながら、子どもの利益が優先されるよう親子交流（面会交流）を実施し、相互で養育費の取決めを行うよう対象者へ説明するなど必要な支援を行いました。			
自己点検評価			
離婚等による子どもの監護を行うひとり親に対し、子どもの権利としての養育費の取決めから受取について、神奈川県と連携しながら必要な支援を行いました。令和5年度のひとり親家庭の養育費に関する相談件数は178件で、過去3カ年の平均件数173件と比較しても例年並みと評価できます。今後についても、同水準で推移するものと見込んでいます。			
今後の課題及び方向性			
子どもの監護を行うひとり親に対し、子どもの権利としての養育費の確保について、継続した周知を図ります。また養育費の取決めから受取のほか、養育費の未払いのケース等について、神奈川県と連携しながら必要な支援を行っていきます。			

No.	66	所管課	市民協働課
事業名	一元的な外国籍市民等相談窓口設置・運営事業		
事業内容			
増加傾向にある外国籍市民等が安心して暮らせるよう、日常生活における相談を受け付ける一元的窓口を2024（令和6）年度に設置します。			
R5年度の実施内容			
・庁舎レイアウト変更に伴い、一元的窓口の設置は令和7年度に見送りました。 ・既に一元的相談窓口を設置している平塚市、綾瀬市を視察し、窓口の運用方法や体制、予算措置等について情報収集を行いました。 ・通訳システム事業者3社にヒアリングを行い、業者選定のための情報収集を行いました。 ・市職員845人に対して、ニーズ把握のためのアンケート調査を行い、160名より回答がありました。 ・外国人労働者を受け入れている市内の企業3社へニーズ把握のためのヒアリングを行いました。 ・東京出入国在留管理庁と外国人受入環境整備交付金を受けるための調整を行いました。			
自己点検評価			
庁舎レイアウト変更に伴い、窓口の設置を令和7年度に見送ったため、当初予定していたアクションプランとは、異なる取り組みとなりました。しかし、業者や企業、職員からの情報収集により、令和7年9月の窓口設置に向け、6割程度の準備を進めることができました。			
今後の課題及び方向性			
課題は大きく3つあり、ひとつは庁内レイアウト見直しによる設置場所が現時点で確定していないことです。より市民がアクセスしやすいよう1階の設置が望ましいと考えていますが、全体最適で進む話であり、1階での設置を要望しながらも、かなわなかった場合の窓口運営をシミュレーションする必要があります。 2つめは市民への周知で、同様の窓口を設置している多くの自治体が直面している課題です。市政広報紙、ホームページ、SNS、公共施設や商業施設でのチラシ配架以外にも、外国籍市民等に対して最も有効な「口コミ」による周知を図るため、外国人コミュニティや日本語ボランティア教室、民生委員等を通じて「人対人」のアプローチ型の展開を図る必要があります。 3つめは、窓口職員に求められるスキルです。外国語を話せることは採用要件としない予定ですが、全庁的な相談を一時的に窓口で受けなくてはならないため、市役所の組織や事務所等への理解が不可欠です。また、庁外関係機関との連携や一定の法理解も必要となるため、セミナーや研修等に積極的に参加していただく予定です。 設置にかかる手続き面では、令和7年度の予算措置に向けたサマーヒアリングをひとつの目処として、窓口の概要（イニシャルコスト、ランニングコスト、サービスの範囲、事業者選定方法等）を整理します。また、通訳事業者選定に向けた庁内横断的な組織を立ち上げ、必要に応じて、窓口開設後も外国籍市民等が直面する問題について、継続的に話し合う協議体にしたいと考えています。			

第3次伊勢原市男女共同参画プラン

令和5年度施策点検・評価報告書

発行年月 2024（令和6）年9月
発行 伊勢原市男女共同参画推進委員会
編集 伊勢原市市民生活部人権・広聴相談課
人権・男女共同参画推進係
〒259-1188
神奈川県伊勢原市田中348番地
Tel 0463-94-4716